

# 2021年度 第3回明石市社会福祉審議会

日時：2022年(令和4年)2月7日(月)13:00~14:30

場所：あかしこども広場 多目的ルーム

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 明石市第4次地域福祉計画について

(2) (仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

(3) 明石市こども総合支援条例の一部改正について

### 3 報告事項

(1) 各専門分科会の活動報告

(2) 明石市の福祉・こども関係重点施策

### 4 その他

### 5 閉 会

## 次 第 2 議 題

(1)明石市第4次地域福祉計画について



## 明石市第4次地域福祉計画について

### 1 本議題の趣旨等について

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものです。令和3年11月第2回明石市社会福祉審議会で報告しました計画素案を修正し、最終案を取りまとめましたので、別添のとおり報告いたします。

### 2 最終案の策定経過について

前回の審議会においてご提示した計画素案を基に、審議会委員の皆さまからいただいたご意見や、福祉局、こども局、市民生活局等の庁内関係部署及び社会福祉協議会との意見調整、パブリックコメントの結果等を踏まえ策定した計画最終案をご提示しています。

第3回社会福祉審議会では、計画最終案と関連する資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。

### 3 パブリックコメントについて

- (1) 実施期間 令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで
- (2) 提出件数 1人3件
- (3) 意見内容 別添資料1「明石市第4次地域福祉計画(素案)に関する意見募集結果」のとおりです。

### 4 主な修正点

計画素案からの修正点については、別添資料2「計画素案からの修正箇所について」のとおりです。

### 5 今後の作業等について

第3回社会福祉審議会でごいただいたご意見を踏まえて計画最終案を修正し、計画としてまとめたものを、令和4年3月市議会(文教厚生常任委員会)で報告いたします。

## 明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する意見募集結果

「明石市第4次地域福祉計画（素案）」に関する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

## 1 募集期間

令和3年12月15日（水）から令和4年1月14日（金）まで

## 2 募集結果

募集期間中、1名の方から計3件のご意見をいただきました。

## 3 意見概要と市の考え方

ご提出いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出いただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。また、個別の具体的な提案、要望につきましては、各施策を実行する中で参考にさせていただきます。

No	意見の概要	市の考え方
第4章 施策展開		
基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”（P21～24）		
1	<p>施策3「情報の提供・発信の充実」について（P23）</p> <p>内容が情報の送り手の取組のみとなっており、情報の受け手である情報弱者（心身の状況又はデジタル知識の不足等の理由により福祉に関する情報の入手・発信が困難な者）が面している困難及びデジタル化社会で生じる様々な課題に対しての支援や取組が記載されていない。施策を「情報の提供・発信の充実及び情報弱者への支援」に変更し、主な取組の内容に「情報弱者への支援」の項目を追加してはどうか。</p>	<p>IT、ICTを通じた情報の収集や活用が困難な方もおられ、情報の受け手である情報弱者に配慮したきめ細やかな支援は重要であると考えています。</p> <p>デジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めることについて追記するとともに、すべての方が取り残されることがないように、各施策の中においても、様々な方法でデジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めていきます。</p>
基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実 “「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”（P30～35）		
2	基本目標3について（P30）	本計画では、見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支

	<p>地域における見守りに関する項目が施策として記載されていないため、施策に「地域における見守り体制の充実」を追加し、主な取組の内容に「地域における見守り」、「ためらわない求援」を追加してはどうか。</p>	<p>え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化の取組を進めていきます。</p> <p>地域における見守り体制の充実に向けては、各施策の中で、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会・町内会、高年クラブ、ボランティアなどの地域団体に加え、地域で事業を行う民間事業者等との連携のもと、地域における身近な互助を活かした、重層的な見守り体制の構築を推進していきます。</p>
3	<p>施策1「地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実」について（P30）</p> <p>移動困難者や情報弱者の利便性の向上を図るため、より居住地に近い、地域拠点である小学校区コミュニティ・センターに地域総合支援センターの地域窓口を設置し、ICT機器等を活用した、市民と地域総合支援センターをつなぐ相談・支援の仕組みづくりが必要である。主な取組の内容に「地域総合支援センター『ほっと窓口』の設置と運営」の項目を追加してはどうか。</p> <p>また、小学校区コミュニティ・センターの職員を、第2層生活支援コーディネーターとして活動する体制を整備し、主な取組の内容に「第2層の生活支援コーディネーター体制の整備」の項目を追加してはどうか。</p>	<p>地域総合支援センターでは、センターに来ることが困難な人の自宅への訪問等、アウトリーチによる相談支援を積極的に進めるとともに、より身近な地域で対応するサテライト相談窓口を開設するなど、利便性の向上を図る取組を進めており、本計画に記載のとおり、当面は、市内6か所に設置されたセンターを核とし、各地区の高齢者数等の動向を見極めつつ、高齢者人口に応じた職員配置とサテライト相談やアウトリーチによる支援を通じた相談・支援の充実に取り組んでいきます。</p> <p>生活支援コーディネーターの体制については、基本目標1の施策4「活動の活性化に向けた支援の充実」（P24）の主な取組の内容「①生活支援体制整備の推進」に記載のとおりです。活動するにあたっては、コミュニティ・センター等関係機関との連携を図りながら地域づくりを推進していきます。</p>

## 計画素案からの修正箇所について

## 1. 第2回社会福祉審議会での意見を踏まえた修正箇所

頁	修正箇所	修正内容
P5	第1章について	5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）の項目を設け、SDGsの説明を追記しました。
P17 P18	第3章_2基本目標について	各基本目標に関連するSDGsのゴールを設定しました。
P30	第4章_基本目標3_施策1の施策名について	施策名を「地域総合支援センターにおける支援体制の充実」から「地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実」に変更しました。
P31	第4章_基本目標3_施策2重層的支援体制の構築について	主な取組に、庁内関係部署の横断的な連携強化と相談支援に携わる者の対応スキルの向上の項目を追記しました。
P32	第4章_基本目標3_施策2重層的支援体制の構築の重層的支援体制整備事業（イメージ）について	10行目の「住民同心」を「住民同士」に訂正しました。
P42	第5章_基本目標1の重点施策について	目標指標を「ボランティア活動延べ登録人数（ボランティアセンター）」から「この1年間程度の間、地域のまちづくり活動（自治会活動やボランティア活動など）に参加した人の割合（まちづくり市民意識調査）」に変更しました。
P43	第5章_基本目標3の重点施策について	施策名を「地域総合支援センターにおける支援体制の充実」から「地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実」に変更しました。

## 2. パブリックコメントでの意見を踏まえた修正箇所

頁	修正箇所	修正内容
P23	第4章_基本目標1_施策3 情報の提供・発信の充実について	施策の説明文に、デジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組について追記しました。

## 3. その他の修正（庁内意見等）

頁	修正箇所	修正内容
P2	第1章_1 策定の趣旨について	12行目の地域支え合いの家についての記載を修正しました。
P9	第2章_1 本市の状況(7)自治会の加入率について	自治会の加入状況について、よりわかりやすくするため、加入率の「自治会数」を「加入世帯数」に変更しました。
P15	第2章_3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題の施策4について	施策2に記載のあった地域支え合いの家について転記しました。
P18	第3章_2 基本目標_基本目標4の副題について	副題を「包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する」から「誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す」に変更しました。
P20	第3章_4 圏域の考え方の図について	圏域の考え方について、よりわかりやすくするため、「家庭」の配置を変更しました。
P42	第5章_基本目標2の重点施策について	（仮称）あかしSDGs前期戦略計画の重要業績評価指標（KPI）に合わせて、目標指標を「こども食堂利用者数」から「こども食堂実施回数」に変更しました。
P43	第5章_基本目標4の重点施策について	目標指標の認知症カフェ設置数の目標値を修正しました。



最終案

共に生き、支え合いを育む  
“明石ほっとプラン”

明石市第4次地域福祉計画

(令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

令和4年(2022年)3月

## 目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 本市の状況	6
2 市民の意識	11
3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題	14
第3章 めざす方向	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策体系	19
4 圏域の考え方	20
第4章 施策展開	21
基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上	
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”	21
基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり	
“参加・交流により「つながり」を育む”	25
基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実	
“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”	30
基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進	
“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”	36
第5章 重点的な取組	42
第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり	44
1 推進体制の構築	44
2 計画の進捗状況に係る評価と見直し	44
参考資料	45
1 計画策定の体制と経過	45
2 用語説明	49

## 第1章 地域福祉計画策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本市では、明石市第5次長期総合計画において、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げ、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきたほか、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（平成27年（2015年）4月施行）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（平成28年（2016年）4月施行）、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年（2019年）4月施行）の制定等により、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

また、平成28年（2016年）3月に明石市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体で身近な相談支援や居場所づくりを行う「地域支え合いの家」（市内3か所）や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター（市内6か所）の設置、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

一方、今後は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところです。

こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

平成30年（2018年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

令和3年度（2021年度）をもって明石市第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す明石市第4次地域福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

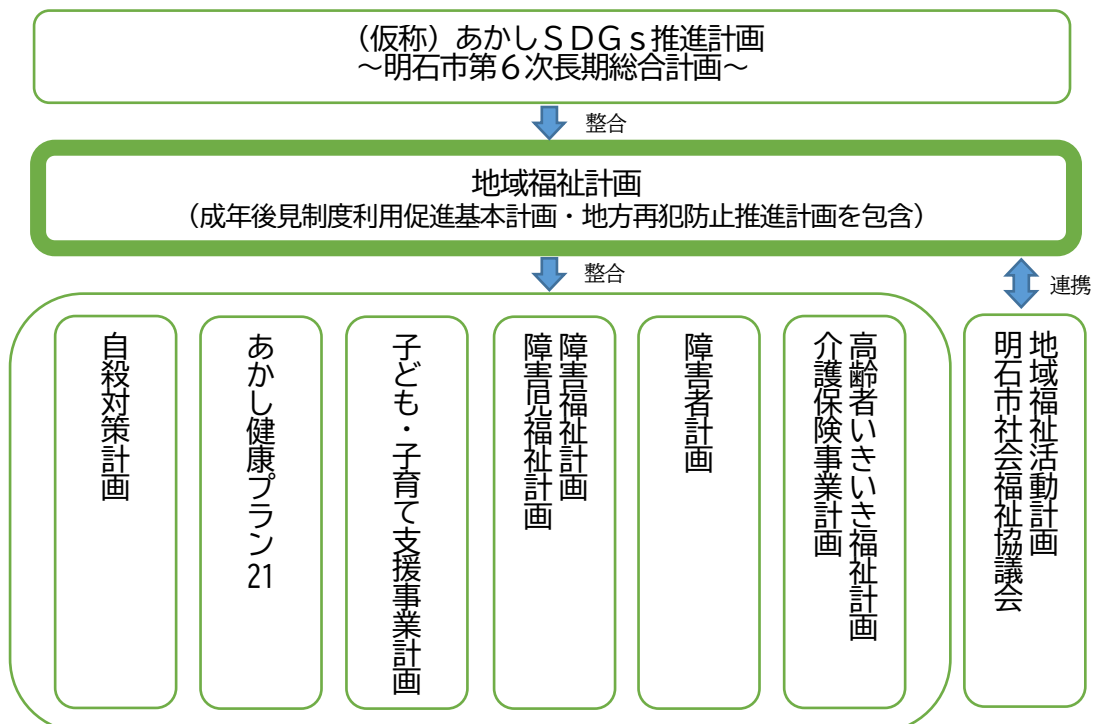
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

### (2) 関係計画等との関係

本計画は、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が示す今後のまちづくりの方向性である、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」の考え方を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第3次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。



### 3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

#### 【地域福祉計画と関連する計画の計画期間】

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
(仮称)あかしSDGs推進計画 (第6次長期総合計画)	←————→								
(仮称)あかしSDGs前期・後期戦略計画 (明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略)	←————→ (仮称)あかしSDGs前期戦略計画			←————→ (仮称)あかしSDGs後期戦略計画					
明石市第4次地域福祉計画	←————→				←————→				
明石市高齢者いきいき福祉計画 及び第8期介護保険事業計画	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→
明石市第5次障害者計画	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→
第6期明石市障害福祉計画 第2期明石市障害児福祉計画	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→
第2期明石市子ども・子育て支援事業計画	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→	←————→
あかし健康プラン21(第3次)	←————→								
明石市自殺対策計画	←————→							←————→	←————→

### 4 策定体制

本計画は、福祉分野の上位計画として、関連する個別計画との連携や調整を図るため、福祉局、こども局、市民生活局等の庁内関係部署及び明石市社会福祉協議会で構成する地域福祉計画推進会議において、施策の取組状況や成果について確認するとともに、計画素案から計画案までの策定について意見調整を行いました。

計画素案や計画案については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会において計画の内容等について諮問しました。

また、地域の現状や地域福祉に関する課題を把握するため、福祉関係者や地域福祉の推進人材等を対象にアンケート調査を実施するとともに、計画素案について、市民からの意見を幅広く募集するため、パブリックコメントを実施し意見の把握に努めました。

## 5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、令和2年(2020年)7月17日に国（内閣府）から県内初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）に基づき、まちづくりの戦略を定めた中期計画である（仮称）あかしSDGs前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとにSDGsの主なゴールを定め、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

### 【SDGs 17の目標】

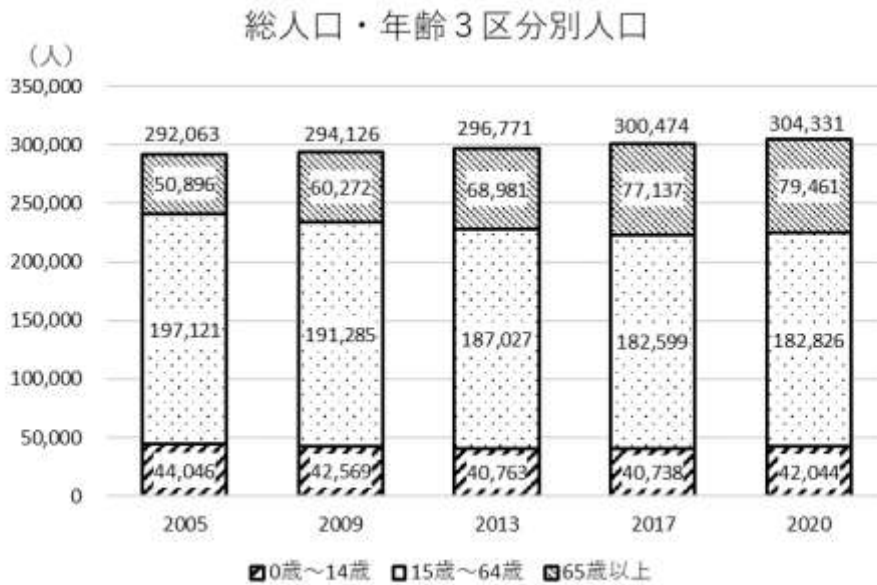
 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困をなくそう	 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動に 具体的な対策を
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓をゼロに	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	働きがいも 経済成長も	 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	海の豊かさを 守ろう
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	すべての人に 健康と福祉を	 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の 基盤をつくろう	 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	陸の豊かさも 守ろう
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	質の高い教育を みんなに	 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	人や国の不平等 をなくそう	 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和と公正を すべての人に
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	ジェンダー平等を 実現しよう	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	住み続けられる まちづくりを	 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	パートナーシップで 目標を達成しよう
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	安全な水とトイレ を世界中に	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任 つかう責任		

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 本市の状況

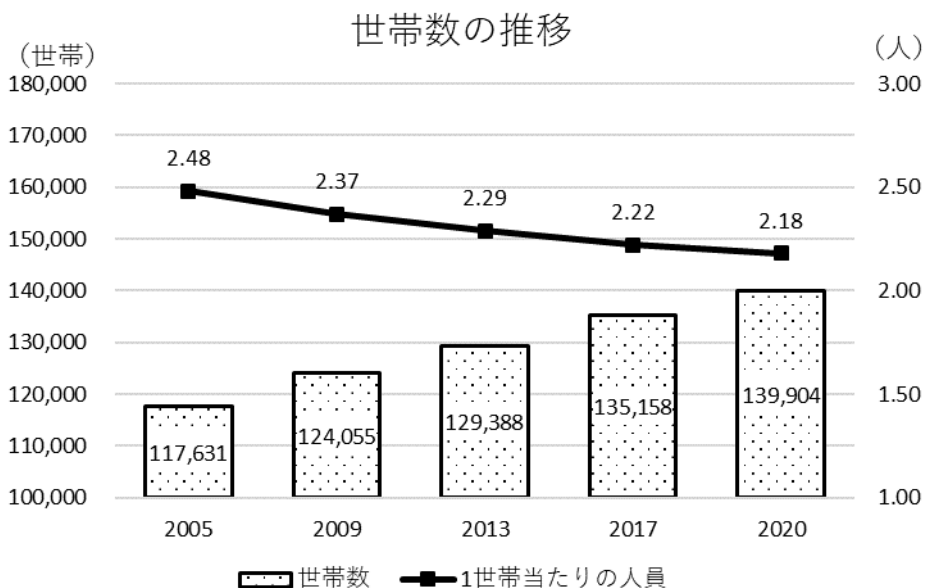
#### (1) 人口

総人口は、平成25年（2013年）から8年連続で増加しており、令和2年（2020年）10月1日現在で、304,331人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の人数・割合が低減するとともに、老年人口（65歳以上）が逡増しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



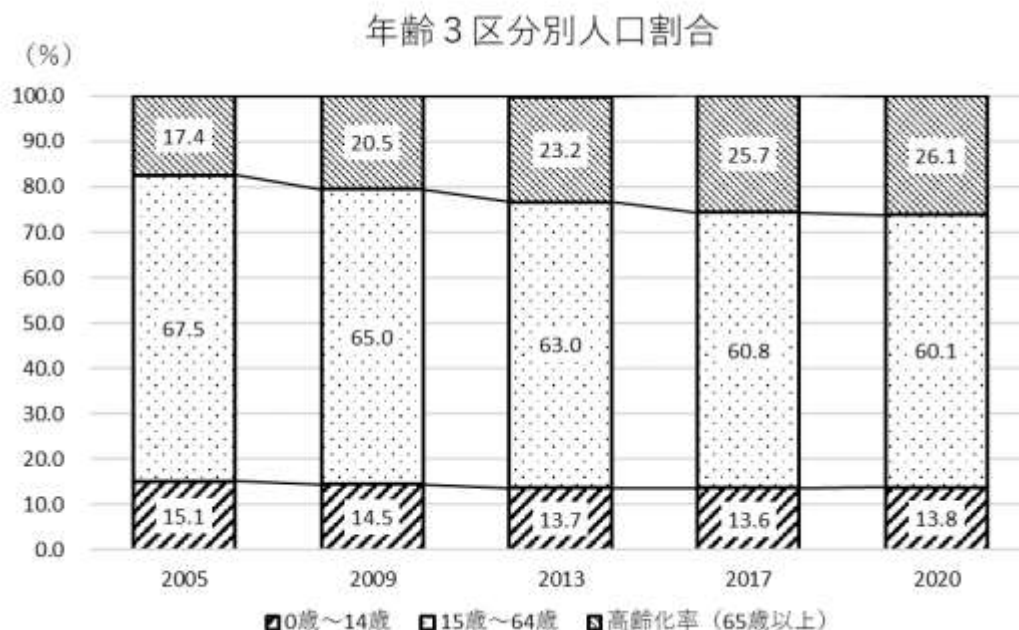
#### (2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、1世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



### (3) 高齢化率

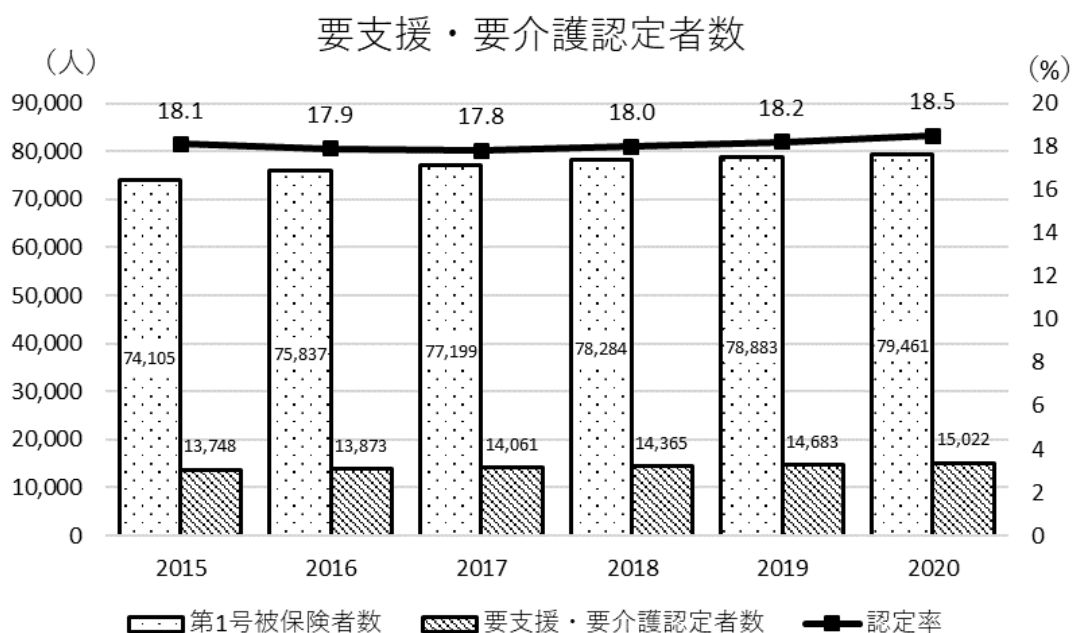
高齢者人口については増加傾向にあり、令和2年（2020年）では79,461人と、平成29年（2017年）の77,137人から2,324人増加しています。それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和2年（2020年）では26.1%と、平成29年（2017年）の25.7%から0.4ポイント上昇しています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和2年（2020年）で13.3%となっています。



### (4) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年（2020年）では15,022人と、平成27年（2015年）の13,748人から1,274人増加しています。

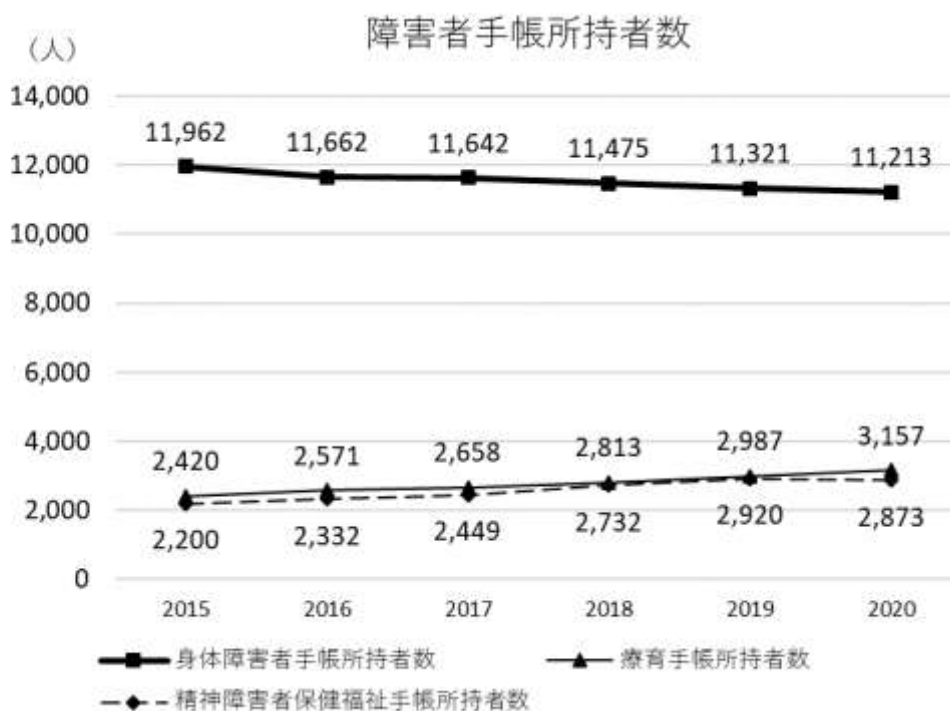
認定率も上昇傾向で推移し、令和2年（2020年）では18.5%となっています。





(5) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



(6) 台帳登録者数

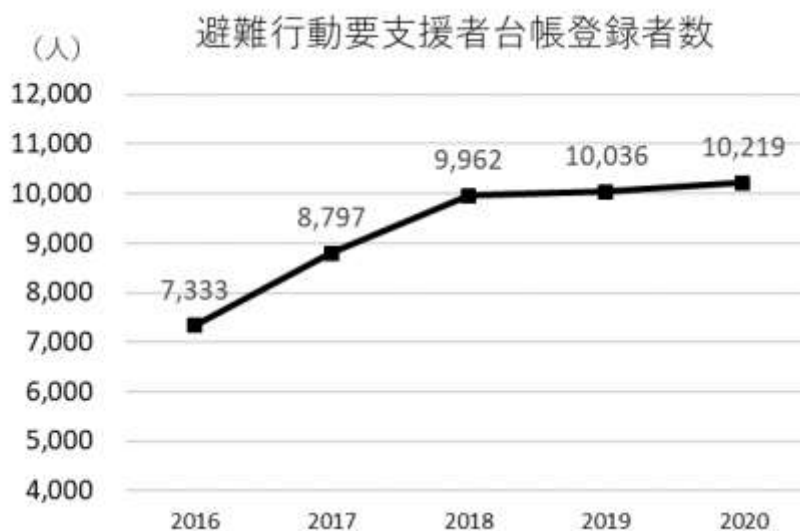
・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



・避難行動要支援者台帳

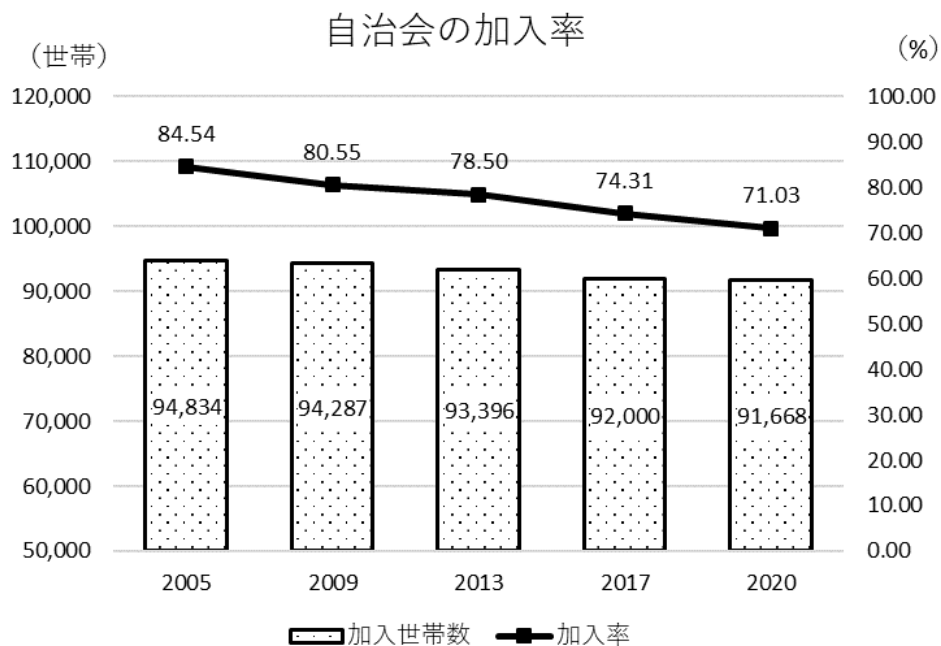
避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



(7) 自治会の加入率

自治会加入世帯数の推移をみると、微減傾向にあります。

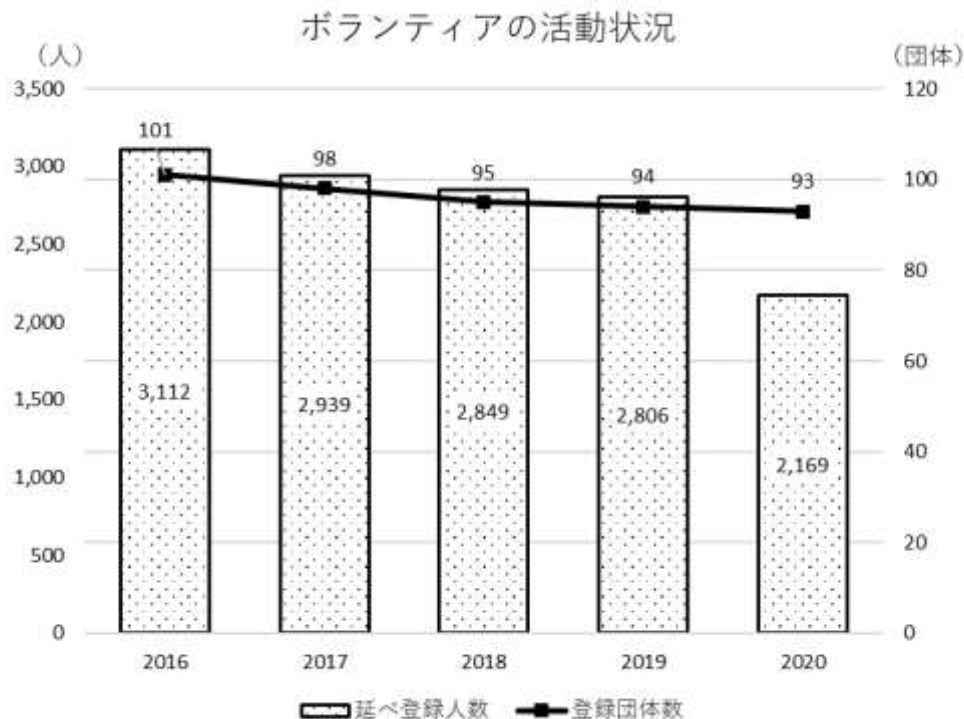
自治会加入率も下降傾向で推移しています。



(8) ボランティアの活動状況

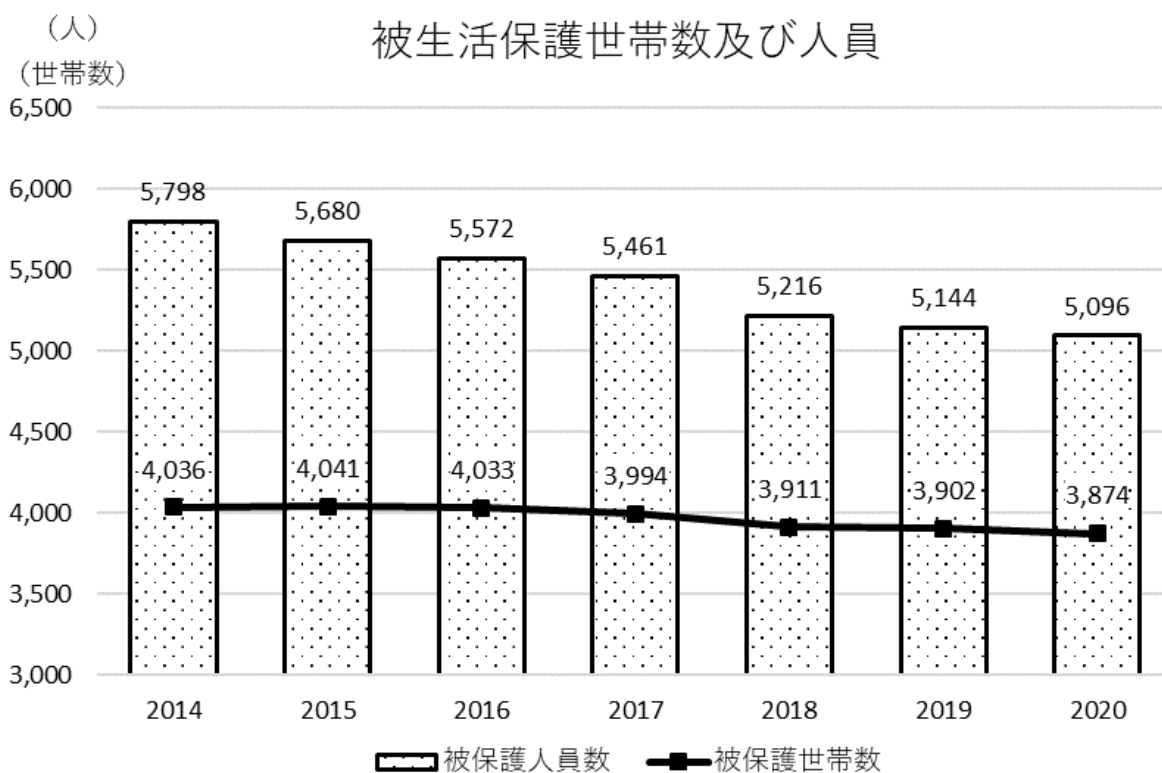
明石市社会福祉協議会のボランティアセンターにおけるボランティア登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。

ボランティアの延登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



## 2 市民の意識

### (1) まちづくり市民意識調査結果の状況

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、「地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 32.9%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 42.5%に増加しており、地域福祉活動に関する施策について満足度が高まっている状況が窺えます。

一方、「普段の生活で何か困ったことがあったときに、相談できる人が地域にいない」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 28.4%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 41.9%に増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況が窺えます。

### (2) 明石市第4次地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要）

調査期間	令和3年（2021年）6月～7月
調査対象	地区社会福祉協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会の計540名
調査方法	各対象者の会議等へ出向き、調査協力の依頼のもと、調査票を配布し、郵送等により回収しました。
回収状況	回答者数389件（回収率72.0%）

#### ○年齢構成について

70代が172名(44.2%)と最も多く、次いで60代の123名(31.6%)、50代の42名(10.8%)となっています。なお、年齢の平均値は67.7歳となっています。

#### ○「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の165名(42.4%)で、次いで「小学校区」の133名(34.2%)、「中学校区」の63名(16.2%)となっています。

#### ○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の200名(51.4%)で、次いで「顔を合わせたらあいさつはする」の109名(28.0%)、「簡単なことを気軽に頼み合える」の48名(12.3%)となっています。

#### ○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「簡単なことを気軽に頼み合える」の185名(47.6%)で、次いで「顔

を合わせたら世間話や立ち話ができる」の 154 名 (39.6%)、「あいさつ程度で良い」の 28 名 (7.2%) となっています。

#### ○福祉を支えていく中心となる人や団体について

最も多かったのは「明石市」の 165 名 (42.4%) で、次いで「地縁組織（自治会、地区社会福祉協議会等）」の 80 名 (20.6%)、「明石市社会福祉協議会」の 73 名 (18.8%) となっています。

#### ○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の 209 名 (53.7%) で、次いで「割と充実している」の 86 名 (22.1%)、「もっと充実する必要がある」の 80 名 (20.6%) となっています。

#### ○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の 309 名 (80.3%) で、次いで「地域のお役に立てる」の 231 名 (60.0%)、「友達、仲間ができる」の 220 名 (57.1%) となっています。

#### ○地域活動をする中での困りごと、不安を感じていることについて

最も多かったのは「次の担い手となる活動者が少ない」の 314 名 (81.8%) で、次いで「活動者が集まらない」の 140 名 (36.5%)、「他の組織・団体との連携が取れていない」の 86 名 (22.4%) となっています。

#### ○地域活動で必要と思う取組について

最も多かったのは「だれもが気軽に参加し交流できる機会づくり」の 210 名 (55.9%) で、次いで「住民同士が助け合える関係づくり」の 198 名 (52.7%)、「身近な住民による、支援を必要とする世帯への声掛け・見守り」の 159 名 (42.3%) となっています。

#### ○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「気軽に参加できる環境づくり」の 261 名 (68.9%) で、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の 218 名 (57.5%)、「ボランティアの活動者やリーダーの養成」の 100 名 (26.4%) となっています。

#### ○ここ 5 年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取組に対する評価について

「総合相談窓口及び支援体制の構築による相談機能の充実」「福祉情報やサービスの分かりやすい情報発信の充実」「気軽に集える場づくりの推進」「福祉（取組・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域や団体が実施する福祉活動支援の充実」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多くなっています。

一方、「ボランティア活動への若い世代の参加促進や次世代の担い手の養成」「ボランティア活動の担い手や支援者同士が連携しやすい環境づくり」「ボランティア活動や地域行事に参加しやすい環境の整備」「福祉（取組・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域の見守りなど身近な助け合い体制の強化」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多くなっています。

○明石市および明石市社会福祉協議会が今後、積極的に取り組むべき活動について

最も多かったのは「身近な場所で集えて、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の 149 名（40.2%）で、次いで「住民の声を受け止め、さまざまな困りごとが相談できる体制の整備」の 143 名（38.5%）、「地域活動や福祉に関する情報を広く住民へ伝える」の 122 名（32.9%）となっています。

### 3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題

明石市第3次地域福祉計画では、4つの施策を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

#### 施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

- 中学校区ごとに生活支援コーディネーターを1名配置し、地域づくりの取組を通じて、地域との関わりを深めることができました。今後は、生活支援コーディネーターが地域づくりの取組を通じたネットワークをさらに構築するとともに、市民の困りごとや地域課題等をキャッチし、適切な支援につなげることができるよう、役割の整理や体制の強化が求められているところです。
- 令和元年度（2019年度）には、地域福祉の充実や障害者理解の促進を図ることを目的とした、総合福祉センター新館を新設し、誰もが自由に利用できる交流スペースを配置したほか、地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援等を行っているところです。
- 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市（市民協働推進室）等で、地域支援者連携会議を定例的に開催し、地域福祉施策とまちづくり施策の情報を共有し連携を図っているところです。引き続き、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指し、地域福祉施策とまちづくり施策のあり方を再考し、地区社会福祉協議会と校区まちづくり組織の連携強化に向けた検討が求められるところです。

#### 施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

- 明石市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、相談者・活動者に寄り添った相談体制を構築するとともに、地域とのつながりを意識し、関係性が継続するコーディネートに努めてきました。
- 民生委員・児童委員の活動については、特別定年制（定年延長）の導入や、毎年定数の見直しや区域の変更を可能とする制度を導入するなど、活動しやすい環境づくりに取り組んできました。
- 地域福祉の担い手については、高齢化の進展や活動に対する負担感から、新たな担い手が減少しており、引き続き課題として対応が求められるところです。一方、元気高齢者については、ボランティア活動だけではなく、就労活動へとつなげる取組により、高齢者が生きがいや役割をもって、元気で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

### 施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

- 平成28年(2016年)3月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」が制定され、自治会・町内会への名簿の提供及び拡大に取り組んできました。また、令和元年度(2019年度)からは、名簿を取得する自治会・町内会と民生委員・児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画の作成の促進に取り組みました。引き続き、個別支援計画の作成を促進し、避難訓練等を通じて、地域の自助・共助による要配慮者支援体制の推進が望まれるところです。
- 障害者の地域生活の支援においては、市民や民間事業者に対する障害者理解の取組や、合理的配慮の提供を支援する助成制度、あかしユニバーサルモニター制度の運用に取り組みました。
- 地域で見守り支える子どもや子育てにおいては、子育て世代包括支援センターや明石子どもセンターの設置を機に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んできました。一方、子育て支援に取り組むボランティア団体やスクールガードについては、高齢化等の理由から担い手、登録者が減少傾向にあり課題となっています。
- 地域ぐるみの生活困窮者支援においては、支援メニューの充実を図るとともに、生活困窮者が支援につながるよう、関係機関の連携支援体制の構築を図ったほか、市民に対し広く相談窓口の周知に努めました。引き続き、地域ぐるみの支援の充実を図るため、民生委員・児童委員等関係者への生活困窮者に対する理解をさらに深めるとともに、見守り方法の検討が求められるところです。

### 施策4 総合相談体制の整備や支援体制の充実

- 本市では、平成30年(2018年)4月より、高齢者や障害者、子ども等の生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う、地域総合支援センターを市内6か所に設置しました。地域の支援拠点として、また市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。
- 住民主体のより身近な相談窓口として「地域支え合いの家」を市内3か所に設置しました。
- 明石市後見支援センターでは、市民後見人養成講座の実施や法人後見の受任や申し立ての支援等に取り組んでいます。
- 認知症支援の充実に関しては、明石市社会福祉協議会が実施する要援護者見守りSOSネットワーク事業の周知や協力、連携強化に努めるほか、認知症サポーター等の養成を図るなど、地域ぐるみの認知症施策の取組を進めてきました。引き続き、事業のさらなる周知・啓発が必要であり、認知症サポーターについても、量的な拡大が求められています。
- 複雑化・多様化する課題を抱えた市民に対する適切な支援が行えるよう、体制並びに機能の強化が求められています。また、関係機関との連携による、市全体での重層的な支援体制の構築が求められています。



## 第3章 めざす方向

### 1 基本理念

本市では、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)において、2030年のあるべき姿(目指す10年後のまちの姿)を、

「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指しています。

明石市第4次地域福祉計画は、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第3次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

#### 「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく希望の持てる明るい未来につながるサステイナブル(持続可能)なまちづくりに取り組みます。

#### 「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ(誰一人取り残さない)なまちづくりに取り組みます。

#### 「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていけるよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

#### 「みんな」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実にに向けた支援に取り組みます。

また、元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり “参加・交流により「つながり」を育む”

地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

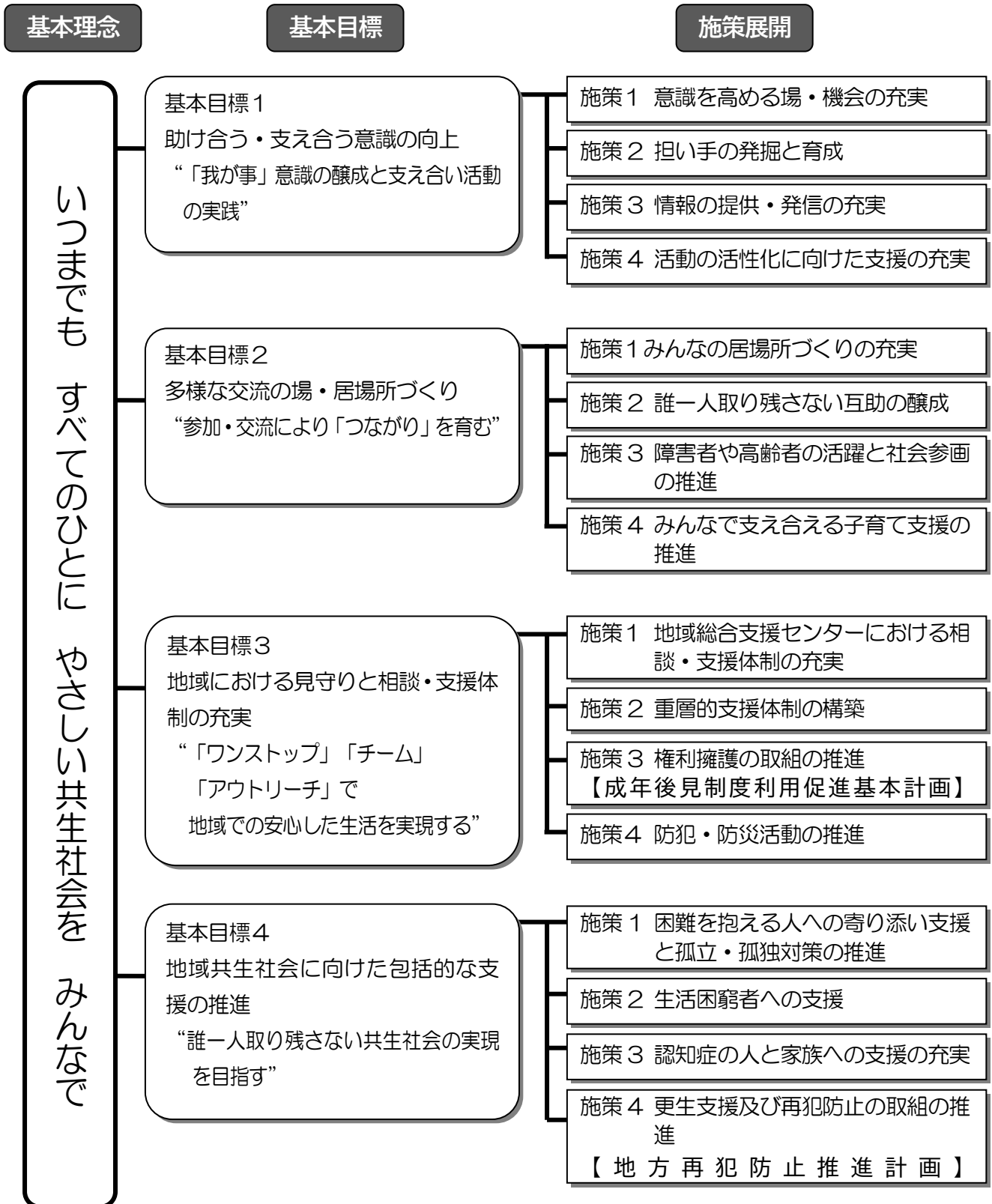
このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



## 4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

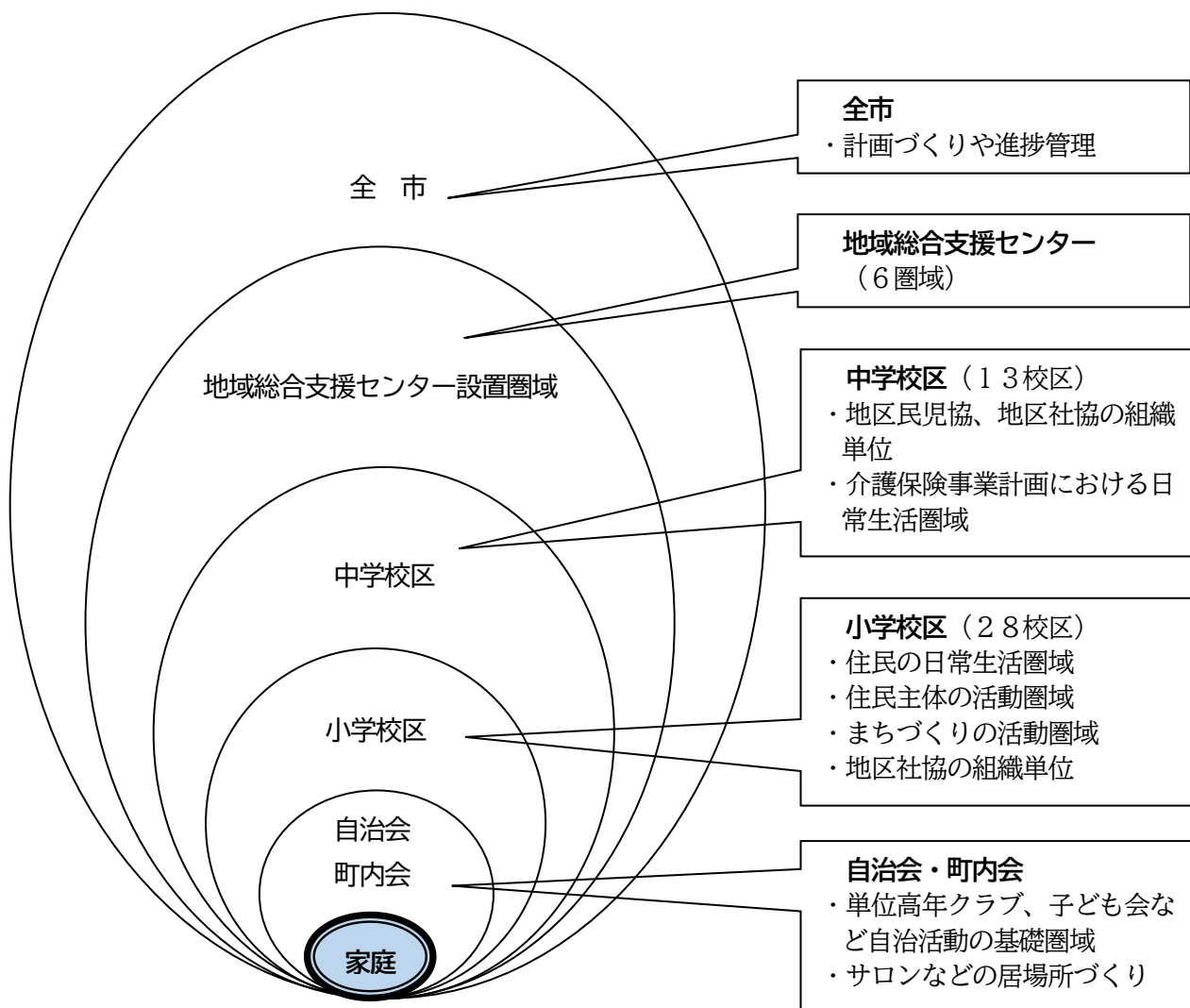


図 圏域の考え方 (計画策定時)

## 第4章 施策展開

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

#### “我が事”意識の醸成と支え合い活動の実践”

施策1	意識を高める場・機会の充実
-----	---------------

市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

#### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①意識を高めるための場・機会に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で行うイベントや行事、多様な市民が参加・交流できる居場所、地域や福祉に関連する研修や講座の情報など、ホームページや広報紙、SNSなど多様なメディアを活用した情報提供を進めます。</li> </ul>
②地域での多様なイベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。</li> </ul>
③意識を高め合う場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。</li> <li>● 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。</li> </ul>
④多世代での福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。</li> <li>● コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。</li> <li>● 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。</li> </ul>

**施策2****担い手の発掘と育成**

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①若年層に対する人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年層に地域福祉に関心を持ってもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。</li> <li>● 高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成や、市内の福祉施設や小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指すことを特色とした、市立明石商業高等学校福祉科の設置に向けた検討に取り組みます。</li> </ul>
②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動団体が継続的な活動を実践できるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、各種研修等を積極的に行い、専門性の向上や人材の育成を図ります。</li> <li>● 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。</li> </ul>
③元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティ・センターや高齢者学習の場であるあかねカレッジにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。</li> </ul>

**施策3****情報の提供・発信の充実**

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。

様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するように取り組むとともに、デジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①情報の提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● ホームページや広報紙、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。</li><li>● ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、多様で効果的な情報提供に取り組みます。</li><li>● 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴い、広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を導入するなど、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。</li><li>● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。</li></ul>



**施策4****活動の活性化に向けた支援の充実**

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備の推進	● 地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進に取り組みます。
②ボランティアの活動支援の充実	● 明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。
③地域福祉活動の後方支援の充実	● 地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、補助金を交付し、財政的支援を実施します。 例) みんなの居場所づくり事業、みんな農園事業、シニア活動応援事業、市民活動サポート事業、認知症カフェ助成金、あかしこども応援助成金、こどもの居場所づくり事業助成金、ひきこもり居場所支援事業 など

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり  
 “参加・交流により「つながり」を育む”

施策1	みんなの居場所づくりの充実
-----	---------------

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①みんなの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民に身近な圏域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、支援を必要とする人の相談を受ける窓口となり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り合える居場所づくりを行います。</li> <li>● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」）を推進します。</li> <li>● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</li> <li>● 高齢者ふれあいの里については、高齢者の介護予防の拠点としての役割に加え、自治会・町内会やボランティア団体の活動の場として、また親子の集いの場としてなど、多世代が利用できる地域の共生型施設へ転換を図ります。</li> </ul>

**施策2****誰一人取り残さない互助の醸成**

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組めます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。</li><li>● 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市等で構成する地域支援者連携会議において、地域福祉施策とまちづくり施策との連携強化を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指します。</li></ul>

**施策3****障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進**

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいをづくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①生きがいをづくりや社会参画推進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者や高齢者が関心を持っているニーズに関連する施策や事業につなげていくため、そのニーズの把握と、障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。</li> </ul>
②生きがいをづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者が作品を発表する機会を確保し、創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。</li> <li>● 障害者の社会参加の支援を図ることを目的とした障害者優待乗車券の交付を実施し、障害者の生きがいをづくりを促進します。</li> <li>● 高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とした敬老優待乗車券の交付や高齢者パスポート事業などの事業を実施し、高齢者の生きがいをづくりを促進します。</li> </ul>
③就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。</li> <li>● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。</li> </ul>

## 施策4 みんなで支え合える子育て支援の推進

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①子ども家庭支援・社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。</li> <li>● あかし里親100%プロジェクトとして、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親を増やす取組を推進します。</li> <li>● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。</li> <li>● （再掲）あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行</li> </ul>

	<p>うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の親子が集い、遊びや体験学習などを通じて地域でつながりながら子どもの育成を図る、「こども夢文庫」「子育て学習室」を継続実施していきます。</li> </ul>
<p>②寄り添う支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を推進するとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層へ事業を周知し、会員増と活動件数の増加に取り組みます。</li> <li>● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。</li> <li>● 離婚時の養育費・面会交流の取り決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。</li> <li>● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。</li> </ul>

### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

<b>施策1</b>	<b>地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実</b>
------------	---------------------------------

高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

#### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①支援体制の確保	● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。
②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備	● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化	● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

## 施策2

### 重層的支援体制の構築

令和3年(2021年)4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業です。

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援に取り組むとともに、複合的な課題を抱える相談者に対しては、多機関協働によるチームでの支援を実施します。また、必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた市民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

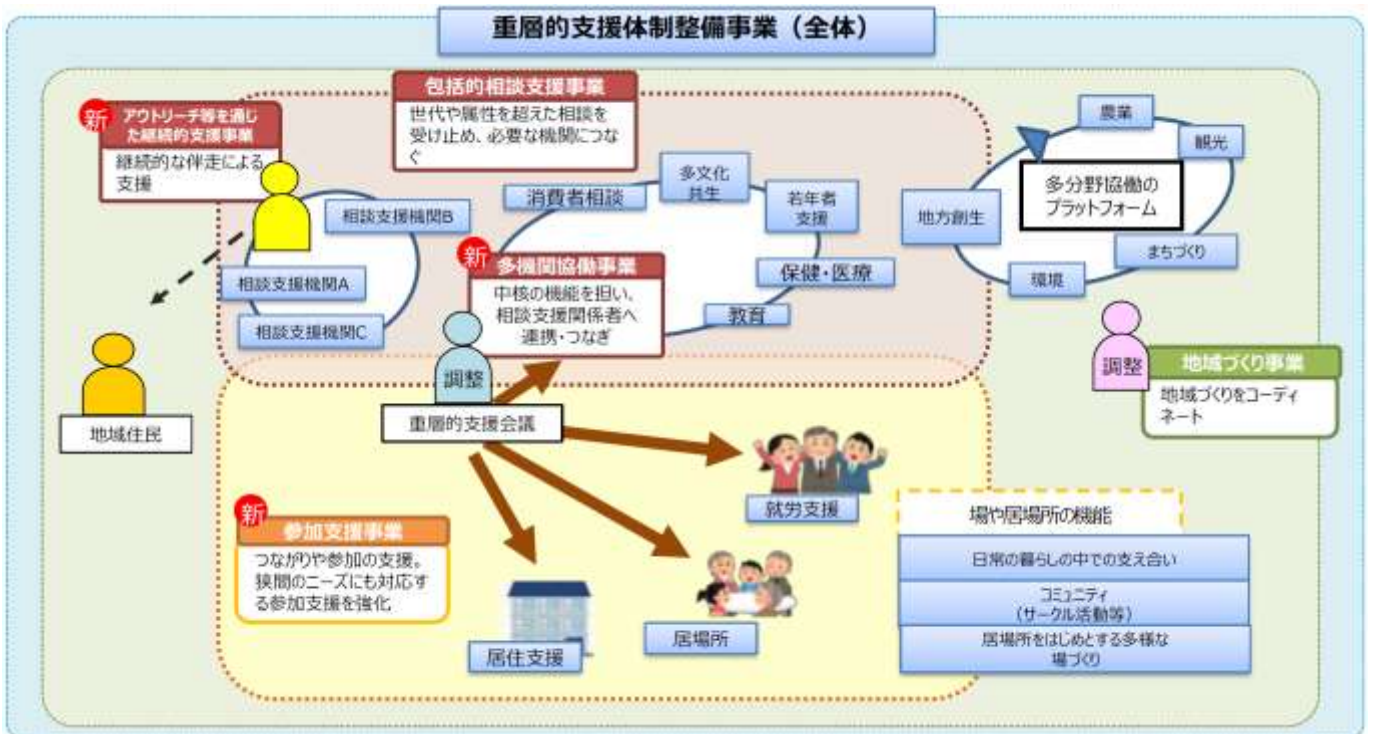
#### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市内6か所に設置された地域総合支援センターをはじめとする各相談支援機関等と連携しながら、複雑・複合的な課題や狭間のニーズを抱える相談者等の支援を行うとともに、地域で支え合える体制の構築に向けた取組を進めます。</li><li>● 高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育など、全庁的な取組が必要なことから、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図ります。</li><li>● 相談支援に携わる者の対応スキルの向上などに努めます。</li></ul>



## 重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ**等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省ホームページ掲載資料より

施策3

権利擁護の取組の推進

【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①中核機関の機能の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市社会福祉協議会に後見支援センター業務を委託し、中核機関として位置付けるとともに、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行う「広報機能」、社会福祉士等の福祉専門職及び弁護士職員を配置し、積極的なアウトリーチにより包括的な支援を実施する「相談機能」、専門職バンクの設置や市民後見人の養成・活動支援を行う「成年後見制度の利用促進機能」、市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応などの支援を行う「後見人の支援機能」の充実を図ります。</li> </ul>
②地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の効果的な実現に向け、以下の取組を進めます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護支援の必要な人の発見・支援 明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センター等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応の支援を行います。</li> <li>②早期の段階からの相談・対応体制の整備 電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチによる相談・対応を行い、早期の段階から相談・対応が図れる支援体制を整備します。</li> <li>③意思決定、身上保護を重視した後見活動支援体制の構築 本人面談による判断能力程度や成年後見制度利用の意向、本人の望む生活を確認し、それらに基づく意思決定を重視した支援を行います。</li> </ul> </li> </ul>

<p>③チーム支援の仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。</li> <li>● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整など、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。</li> </ul>
<p>④成年後見制度の利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。</li> </ul>

**施策4****防犯・防災活動の推進**

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染から市民を守るまちづくりを進めていきます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①防犯活動の推進	● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組めます。
②防災活動の推進	● 自治会・町内会等への避難行動要支援者名簿の提供及び活用の拡大を図るとともに、各要配慮者に応じた個別支援計画の作成促進や福祉避難所の充実を図り、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組めます。
③感染症に対する体制整備の推進	● 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生時において、高齢者や障害者をはじめとした市民の健康や生活を維持するため、市、市民、事業者などの連携した対応による、非常時における体制を構築するなど、柔軟かつ速やかに対応できるよう取り組めます。

## 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

施策1	困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進
-----	----------------------------

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進、(4)遺族等遺された人への支援、以上4つの柱により自殺対策の取組を推進します。</li> </ul>
②ひきこもり相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮する「8050問題」をはじめとした、ひきこもり状態にある方とその家族が、社会で孤立することなく、安心して生活できるよう、ひきこもり専門相談、家族支援の強化、関係機関のネットワーク支援体制の整備、出前講座・研修、安心して居場所づくり（補助金事業）を実施します。</li> </ul>
③ヤングケアラーの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、庁内関係部署や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。</li> </ul>
④虐待防止及び早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援に</li> </ul>

	<p>つなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。</li> <li>● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。</li> </ul>
--	---

**施策2****生活困窮者への支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①生活困窮者自立支援法に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・住居確保給付金事業</li> <li>・家計改善支援事業</li> <li>・学習・生活支援事業</li> <li>・一時生活支援事業</li> <li>・就労準備支援事業</li> </ul> </li> </ul>
②地域ぐるみの生活困窮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。</li> <li>● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。</li> </ul>

### 施策3

### 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。

また、令和2年（2020年）10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、認知症施策のさらなる取組を推進しているところです。さらに、認知症施策の指針となる「（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速な施策の展開を推進します。

#### 主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。</li><li>● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。<ul style="list-style-type: none"><li>・オレンジサポーター制度の拡充</li><li>・キャラバン・メイトの養成</li><li>・要援護者見守りSOSネットワーク事業との連携</li><li>・高齢者見守りネットワークの充実 など</li></ul></li></ul>



<p>②早期の気づき・早期支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実</li> <li>・認知症チェックシートの活用 など</li> </ul> </li> </ul>
<p>③権利擁護・在宅生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症による記憶力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> </ul> </li> <li>● 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェや居場所の推進</li> <li>・あかしオレンジ手帳の発行・活用 など</li> </ul> </li> </ul>
<p>④若年性認知症支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症の周知・啓発</li> <li>・若年性認知症の支援体制の整備 など</li> </ul> </li> </ul>
<p>⑤介護保険サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム等の整備</li> </ul> </li> </ul>

**施策4****更生支援及び再犯防止の取組の推進  
【地方再犯防止推進計画】**

平成28年(2016年)12月に制定された再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、平成30年(2018年)12月に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例(平成31年(2019年)4月施行)を制定しました。

生活のしづらさを抱え、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくり(やさしいまち・明石)を推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を推進します。

**主な取組の内容**

施策の方向性	主な取組
①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罪に問われた人等が社会復帰する際に、途切れることなく円滑に支援につなげていくため、刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。</li> <li>● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者と面談する等して情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。</li> <li>● 支援対象者の個々の事情等に応じ、個々の特性を十分に踏まえた支援を行います。</li> </ul>
②再犯を防止して安全・安心なまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携しながら、また、障害者や生活困窮者に対する就労支援の取組も勘案しながら、就労の相談・助言等の必要な支援を行います。</li> <li>● 生活拠点の確保が困難であることにより更生支援が妨げられるおそれがある場合、住居の確保等の支援を行います。</li> <li>● 保護司や更生保護女性会などに補助金を交付するなど、更生保護活動を支援します。</li> <li>● 「社会を明るくする運動強調月間」において広報や啓発活動を行うことによって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。</li> </ul>

## 第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

#### **重点施策** 担い手の発掘と育成

地域では、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会・町内会、校区まちづくり組織など市民や様々な団体がそれぞれの立場で役割分担し、地域福祉を推進する活動に取り組んでいます。様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう、若い世代の参加促進や担い手の確保に向けた環境整備を推進します。

#### 【目標指標】

指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の定員充足率	98.1% (2020年度末現在)	100% (2025年度末現在)
この1年間程度の間、地域のまちづくり活動(自治会活動やボランティア活動など)に参加した人の割合(まちづくり市民意識調査)	32.0% (2019年度)	40.0% (2025年度)

### 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

#### **重点施策** みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

#### 【目標指標】

指標	現状値	目標値
居場所づくり事業実施団体 ※地域支え合いの家、みんなの居場所づくり事業、シニア活動応援事業、サロン活動助成金	163団体 (2020年度)	180団体 (2025年度)
こども食堂実施回数	541回 (2019年度)	800回 (2025年度)

### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

#### **重点施策** 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、地域総合支援センターを拠点とした継続的な支援に取り組みます。

#### 【目標指標】

指標	現状値	目標値
地域総合支援センター相談件数	31,694 件 (2019 年度)	37,000 件 (2025 年度)
明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数	9,427 件 (2020 年度)	9,800 件 (2025 年度)
明石市後見支援センター相談件数	7,006 件 (2020 年度)	7,500 件 (2025 年度)

### 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

#### **重点施策** 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して、市や市民、関係機関等が一体となって、総合的な施策の推進に取り組みます。

#### 【目標指標】

指標	現状値	目標値
オレンジサポーター養成者数	13,428 人 (2020 年度末現在)	30,000 人 (2025 年度末現在)
認知症カフェ等設置数	7 か所 (2020 年度末現在)	28 か所 (2025 年度末現在)

## 第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

### 1 推進体制の構築

地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。

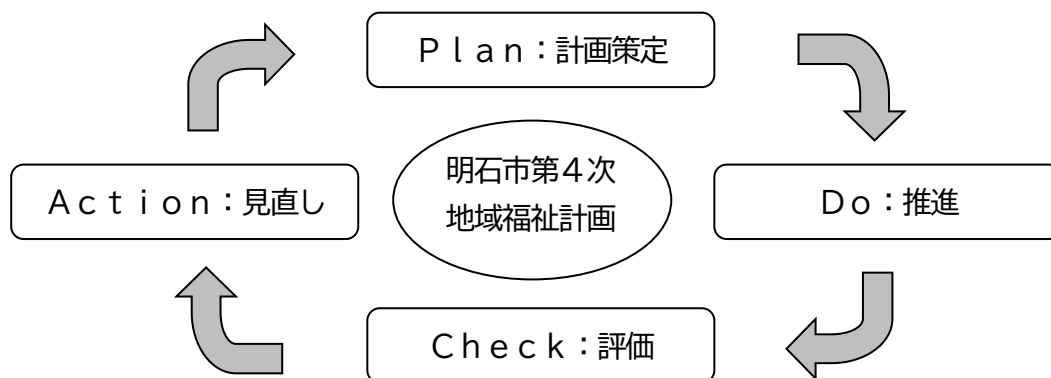
また、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって、本計画における事業や取組を推進していきます。

### 2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、庁内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。

#### PDCAサイクルによる計画の推進



---

## 参考資料

---

### 1 計画策定の体制と経過

#### (1) 関連策定体制

##### ① 明石市社会福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者福祉に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (5) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員及び臨時委員（法第9条に規定する臨時委員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

#### (委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項に加え、第2条第4号から第6号までに掲げる事項を調査審議する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2022年(令和4年)2月7日現在

No.	団体名等	役職名等	委員氏名	備考
1	神戸学院大学総合リハビリテーション学部	教授	阪田 憲二郎	委員長
2	甲南女子大学人間科学部総合子ども学科	教授	伊藤 篤	委員長職務代理者
3	明石市連合まちづくり協議会	副会長	吉川 正博	
4	明石市民生児童委員協議会	会長	筒井 眞澄	
5		主任児童委員部会長	瓜生 八代子	
6	明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜	
7	明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	四方 成之	
8	明石市社会福祉法人連絡協議会	会長	金尾 良信	
9	明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭	
10	明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一	
11	明石市歯科医師会	理事	三木 直樹	
12	兵庫県精神保健福祉士協会	理事	佃 正信	
13	明石市ボランティア連絡会	会長	坂口 逸子	
14	西明石サポーターリングファミリー	代表	松本 茂子	
15	明石市立小・養護学校長会	高丘東小学校長	石崎 寛志	
16	明石市立中学校長会	野々池中学校長	安保 泰博	
17	明石市立幼稚園長会	魚住幼稚園長	深津 久美子	
18	明石市立保育所長会	明南保育所長	今川 正子	
19	関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭	
20	兵庫県社会福祉事業団	監事	竹内 良二	
21	西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事長	大上 律子	
22	精神科医	精神科医	藤林 武史	
23	浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣	
24	明石市社会福祉協議会	副理事長	山下 孝光	
25		地域支援課長	藤原 卓也	
26	あかしこども財団	常務理事	小川 悦司	
27	あかし保健所	所長	濱田 昌範	



(2) 計画策定の経過

日・期間		策 定 経 過
令和3年	6月（書面開催）	第1回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画の策定について
	6月21日～ 7月31日	明石市地域福祉計画及び明石市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にかかるアンケート調査の実施 調査対象：地区社会福祉協議会会長（22名）、 社会福祉協議会理事・幹事（12名） 社会福祉協議会評議員（16名） 民生委員・児童委員（403名） ボランティア連絡会代表者（87名） 計540名 回答状況：回答者数（389件） 回答率（72.0%）
	11月5日	第2回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画（素案）について
	12月15日～ 1月14日	明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集
令和4年	2月7日	第3回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画（案）について ・明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集結果について ・明石市第4次地域福祉計画（素案）からの修正箇所について

## 2 用語説明

区 分	用 語	解 説
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に向かい働きかけること。
	あかしオレンジ手帳	医療や介護、さまざまな支援機関が連携し、本人の意思を尊重したより良い介護や治療の助けとなるように作成された手帳。手帳の前半では、本人の大切な情報をまとめること、そして認知症の症状の変化等を経年的に記録することができる。後半では、認知症についての情報や、受けることができる支援、利用できる制度、相談窓口等を掲載している。
	あかし健康プラン 21	健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画、及び食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画であるとともに、国の健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」にも即した計画。
	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	明石市基幹相談支援センターは地域における障害福祉に関する相談支援の中核的な機関。 明石市障害者虐待防止センターは障害のある方への虐待に関する通報や届け出を受け付ける窓口。
	明石市後見支援センター	認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行う機関。
	明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」	地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や児童の非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステム。要保護児童対策地域協議会。
	あかしユニバーサルモニター制度	ユニバーサルデザインのまちづくりを障害のある人とともに進めていくために、バリアフリーの環境の整備や情報アクセシビリティ等の充実に関して、障害当事者目線で具体的な意見を出していただく制度。
	あかねカレッジ	本市が行う高齢者学習全般を「あかねカレッジ」と総称している。
	SDGs 未来都市	SDGs の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、国（内閣府）から選定されるもの。
	オレンジサポーター	オレンジサポーター養成講座を通じて、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する人。

区 分	用 語	解 説
か行	キャラバン・メイト	認知症に対する正しい知識や対応などについて学ぶ研修を修了し、オレンジサポーター養成講座の講師役を務める人。
	協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る命の門番。
	校区まちづくり組織	校区連合自治会が中心になり、子ども会、高年クラブ、PTAやボランティア団体など地域で活動する各種団体で構成される組織。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	高年クラブ	生きがいづくりや健康づくりのために、クラブ活動を通じて老後の生活を豊かにすることが目的の会員組織。入会できるのは、おおむね 60 歳以上の人で、市内には約 170 の高年クラブがある。
	合理的配慮	障害がある人が困っているときに、その人の障害にあった必要な工夫や方法を検討し対応すること。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。
	高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画	老人福祉法と介護保険法に基づき策定するもので、高齢者いきいき福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして策定するとともに、本市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくもの。
	高齢者ふれあいの里	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する施設。
	高齢者見守りネットワーク	事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者の方々の協力を得て、相互に連携を行い、高齢者の異変を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、地域で見守り体制の充実を図ることを目的とした事業。
	互助	相互に支え合っている点で共助と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

区 分	用 語	解 説
か行	子育て学習室	親と子が遊びや体験学習などを通じて共に育つ地域での集いの場。明石市の子育て支援事業のひとつとして、「地域で子育て」をねらいとし、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で実施している。
	子育て世代包括支援センター	健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていただけるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援をする機関。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定する計画。
	こども夢文庫	こども基金を活用した、子どもたちや親子の居場所。図書館から遠い場所や、賑わいが必要な場所に設置して、図書の貸し出しや本の読み聞かせなどを行い、地域の子育てを支援している。
	個別支援計画	明石市避難行動要支援者名簿を活用し、ひとり一人の避難場所や避難方法等を決めておくもの。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組み。
	コミュニティ・センター	小学校区コミュニティ・センターは協働のまちづくりを進めるための拠点施設。中学校区コミュニティ・センターは生涯学習の拠点施設。
さ行	ジェンダー平等	男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。
	自殺対策計画	平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、「自殺のない社会」の実現を目指すために、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として策定するもの。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法第 109 条に規定されており、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。

区 分	用 語	解 説
さ行	障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画。
	障害福祉計画障害児福祉計画	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他本市が進める支援施策の方向性及び目標について定めた計画。
	シルバー人材センター	高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体。
	スクールガード	地域の方々の理解と協力により、ボランティアとして、全小学校区でのスクールガードによる意欲的な子どもの見守り活動が展開されている。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度。
	総合福祉センター	障害者（児）、高齢者、母子家庭及び寡婦等福祉関係並びに市民の福祉の向上と、地域保健福祉活動の増進に寄与するための施設であるとともに、各種の福祉サービスの拠点。
	た行	第 1 号被保険者
団塊の世代・団塊ジュニア世代		団塊の世代は 1947 年(昭和 22 年)から 1949 年(昭和 24 年)まで、団塊ジュニア世代は 1971 年(昭和 46 年)から 1974 年(昭和 49 年)までに生まれた世代を指す。
地域共生社会		「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。
地域力		近隣の住民が助け合い、地域課題を自ら解決していく力。
地区社会福祉協議会		地域住民による福祉活動を行う自主組織。法的な位置づけはないが、住民が抱える様々な福祉課題に対する支援を行うため、地区社協と自治会、高年クラブ、子ども会など地域の各種団体が連携して地域福祉活動の推進を図っている。

区分	用語	解説
た行	長期総合計画	地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。
な行	認知症	脳の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。
	認知症あんしんプロジェクト	認知症に早期に気づき、認知症の人とその家族を継続的に支援するプロジェクト。
	認知症カフェ	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、お互いの悩みを話したり、情報交換をしながら楽しく過ごす集いの場。
は行	ひきこもり	ひきこもりは、おおむね6か月以上、様々な原因の結果として、社会的参加（例えば、学校に行く、仕事をする、友人と遊ぶこと）を回避し、家庭内にとどまり続け、家庭以外の親しい人間関係がない状態。
	ひとり暮らし高齢者台帳	市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者を台帳登録し、福祉の向上や安否確認・緊急時の対応等、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守り体制づくりを目的とする台帳。
	避難行動要支援者台帳	市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者・65歳以上の在宅の寝たきりや認知症高齢者・介護保険要介護4・5認定者・重度障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）など、災害時にひとりで避難することができないおそれのある避難行動要支援者を台帳登録し、災害時に迅速かつ的確に地域で援助が受けられる体制づくりを目的とする台帳。
	避難行動要支援者名簿	災害時において特に配慮や支援を要する人（要配慮者）の把握、情報共有を図るため、避難行動要支援者名簿を作成して要配慮者の登録を行い、本人が拒否を申し出た場合を除き、希望する自治会・町内会へ名簿情報の提供を行っている。
	福祉力	地域が持っている、支え合いなどの福祉の力。

区 分	用 語	解 説
は行	保護司	保護司は、法務大臣から委嘱され、民間ボランティアの立場で、国家公務員である保護観察官と協力して、対象となる人と定期的に面接を行い、社会での約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の相談などの手助けを行ったり、犯罪の未然防止のために街頭啓発活動などにより世論の啓発を行ったりするなど、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りを地域で支える活動をしている。
	ボランティア連絡会	明石市内を拠点に活動している、ボランティアグループで構成されたボランティア組織。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
や行	要支援・要介護	介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護状態の区分のこと。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。
ら行	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケース。

## 次 第 2 議 題

(2)(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について





## (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

### 1 制定の目的

本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進し、基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関等の役割並びに認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

### 2 条例の概要

#### (1) 第1章 総則(第1条―第3条)

目的、定義及び基本理念について規定

#### (2) 第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割(第4条―第9条)

市の責務、認知症の人及びその家族の役割、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割について規定

#### (3) 第3章 基本的施策(第10条―第16条)

条例の目的を実施するための以下の施策について規定

- ①知識の普及及び人材育成等、②早期支援等、③認知症の人及び家族への支援、
- ④地域づくり及び社会参加の推進、⑤後見支援の推進、⑥連携及び情報共有、
- ⑦非常時等の対応

### 3 検討の経過

時期	内容
2021年6月	市議会に条例骨子案を報告
2021年8月 ～9月	関係団体等への個別ヒアリング・アンケートにより意見聴取
2021年9月	認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取
2021年11月	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例素案を提示
2021年12月	市議会に条例素案を報告
2021年12月 ～2022年1月	意見公募手続(パブリックコメント)を実施
2022年2月	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例最終案を提示
2022年3月	市議会に条例案を提出
2022年4月	条例施行(予定)

#### 4 意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、10件（2名）の意見をいただきました。また、いただいた意見を踏まえ、条例素案から一部修正を加えています。

##### （1）意見公募手続（パブリックコメント）の結果

実施期間	2021年(令和3年)12月15日～2022年(令和4年)1月14日	
意見をいただいた人数	2名	
意見総件数	10件（FAX2名）	
意見内容別の件数	条例全体について	1件
	目的・定義について	2件
	市等の責務・役割について	2件
	基本的施策について	5件

##### （2）令和3年11月社会福祉審議会での報告した条例素案からの主な修正点

条	規定内容	修正内容
第1条	目的	本条例の制定の必要性を確認し、市の責務等を明確にするため、我が国における認知症に関する社会状況を追記。
第3条 第1項	基本理念	認知症の人等への尊厳確保について、よりわかりやすくする観点から具体的に記載。
第8条 第1項	地域組織の役割	認知症の人の見守りについて、認知症の人だけでなくその家族の見守りも欠かせないため、「認知症の人等の生活状況の見守り」に変更。
第11条 第1項	早期支援等	条文文頭の「認知症を早期に発見」は、文意がわかりにくいという意見があったため、よりわかりやすくする観点から「認知症の疑いがある人に早期に気づき」に変更。

#### 5 施行期日

公布の日

## (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例

### 目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割（第4条―第9条）

第3章 基本的施策（第10条―第16条）

第4章 雑則（第17条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、認知症の人等を社会全体で支え合うことが高齢社会における課題であり、共生社会の実現に資することを鑑み、認知症の人等に対する支援を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念を定め、明石市（以下「市」という。）の責務等を明らかにし、及び基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関（地域組織を除く。）をいう。

##### （基本理念）

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意思決定に係る支援が適切に行われるとともに、認知症の人等の自発的意思が尊重され、その尊厳が重んぜられること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等が必要な支援を受けられることができる支援体制の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識及び理解を深め、各々の役割及び責務を認識し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

## 第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析、提供及び研究
- (2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- (3) 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援

### (認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

### (市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な

教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備及び認知症の人等の就労の継続のために必要な配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の生活の状況の見守りその他の支援を行うとともに、認知症の予防に関する活動、認知症の人等及び地域住民が相互に交流を図ることができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を向上させ、及び認知症の人等に適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

### 第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症サポーター（国が定める認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、関係機関等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症の疑いのある人に早期に気づき、及び認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、認知症に関する相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、明石市地域総合支援センター条例（平成29年条例第21号）に規定する地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 認知症の人等に対して適時に、適切な支援を実施するための医療及び介護の連携体制並びに施設の整備

(2) 認知症の人が行方不明となることを未然に防止するための、関係機関等と連携した地域における見守り体制の整備

(3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むための、認知症の人の就労の継続等のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人（成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所が選任するものをいう。）の養成を行うものとする。

(関係機関等との連携及び情報共有)

第15条 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人等の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例 (素案) への 意見募集の結果について (案)

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例 (素案) に対する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

### 1 募集期間

2021 年(令和 3 年)12 月 15 日 (水) から 2022 年(令和 4 年)1 月 14 日 (金) まで

### 2 募集結果

募集期間中、2 人の方から延べ 10 件のご意見をいただきました。

提出方法	人数	件数 (項目数)
郵送	0 人	0 件
ファクシミリ	2 人	1 0 件
電子メール	0 人	0 件
持参	0 人	0 件
計	0 人	1 0 件

### 3 意見概要と市の考え方

提出いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

#### (1) 条例 (素案) の全般に関するご意見

No.	意見の概要	市の考え方
1	本条例案は市民に向けての条例となるので、誤解の生まれないような記述にするべきである。	本条例案は認知症の人やそのご家族をまちのみんなで支えていくため制定するものであり、全市民に関わる条例となります。そのため、条文全体をよりの確な表現に改めます。

#### (2) 条例 (素案) の特定の項目に関するご意見

No.	意見の概要	市の考え方
2	(目的について) 目的を規定する条文において、「この条例は、明石市 (以下「市」という。) における認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め」と記載しているが、ここ	条文中の「市」の定義を見直し、行政主体としての「市」となるように条文を記載します。また、認知症に関わる我が国の状況を記述し、本条例の必要性をより明確にします。

	<p>での条文中の「市」は市域を指すものであり、行政主体としての「市」ではない。それ以降の「市」を引用する条文では行政主体としての「市」が使用されており、整合性が取れていないのではないか。</p>	
3	<p>(定義について)</p> <p>「市民、事業者、地域組織及び関係機関」を「関係機関等」と定義しているが、市民に呼びかけるための条例なので「市民等」と定義すべきではないか。</p>	<p>本条例案は市民に呼びかけるものであるため、「市民の役割」も条文中に記載しているところです。認知症の施策については、関係機関や地域組織との連携が主に想定されており「関係機関等」と記載した方がより分かりやすいものとなるため、「関係機関等」と定義します。</p>
4	<p>(市民の責務等について)</p> <p>市民の責務における条文について、「市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。」と記載しているが、施策は市が行うものであるから「市民は、市が実施する施策並びに事業者、地域組織及び関係機関の取組に協力するよう努めるものとする。」と改めるべきではないか。同趣旨で関係機関等の役割の条文についての記載を改めるべきではないか。</p>	<p>市だけではなく、関係機関等も市と協力・連携して施策や取組を行うことから現在の記載としています。</p>
5	<p>(地域組織の役割について)</p> <p>本人だけでなく家族も対象にするため、条文中の「認知症の人の見守り」を「認知症の人等の見守り」に改めるべきではないか。介護に疲れ果てた近親者が犯罪者となる痛ましい事件の防止のためには、介護者に対するご近所の見守りは欠かせないと思われる。</p>	<p>認知症施策においては、認知症の人への見守りだけでなく、家族への見守りも重要です。そのような役割は地域組織にも期待するところです。条例全体の趣旨とも合致するので、「認知症の人等の生活の状況の見守り」と記載します。</p>
6	<p>(基本的施策（知識の普及及び人材育成等）について)</p> <p>認知症と診断される前の状況について、例えば、認知症予防に関する具体的な内容を織り込めないか。</p>	<p>本条例案は「認知症になっても安心できるまちづくり」を推進するためのものであり、認知症の方やそのご家族への施策を中心に記載しています。</p> <p>国の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月</p>

		18日)においても、「認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分」とされていることもあり、認知症の予防に関しては、現在の記載にとどめています。一方で、認知症の進行を抑制することは重要であり、本条例案に基づき認知症に関する必要な情報を収集し支援を行ってまいります。
7	(基本的施策(知識の普及及び人材育成等)について) 条文中の「市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。」の記載について、「地域組織等」に何が含まれるかわからない。	認知症予防は地域組織が主体となって活動することが多いため、「地域組織等」という記載にしております。一方で、関係機関も専門的知見から参画することもあるため、文意をよりわかりやすくするため「関係機関等」に記載を改めます。
8	(基本的施策(早期支援等)について) 条文中の「認知症を早期に発見し」の記載は何を発見するのかがわかりにくい。	対象等をわかりやすくする観点から「認知症の疑いがある人に早期に気づき」に記載を改めます。
9	(基本的施策(関係機関等との情報共有及び連携強化)について) 条文中の「必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設けるものとする。」の文意がわかりにくい。	文意をよりわかりやすくするため、「必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。」に記載を改めます。
10	地域総合支援センターの役割、組織等についてもより具体的に記載すべきではないか。	地域総合支援センターについては、「明石市地域総合支援センター条例(平成29年条例第21号)」ですでに規定されていることから本条例案で改めての記載はしていません。一方で、地域総合支援センターは地域社会において中心的な役割を担う機関であり、本条例案が目指す「地域共生社会」においても重要な役割を担います。引き続き、支援センターと連携し、認知症施策を推進してまいります。

## 次 第 2 議 題

(3)明石市こども総合支援条例の一部改正について



## 明石市こども総合支援条例の一部改正について

### 1 改正の目的

ヤングケアラー及び一時保護、施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) ヤングケアラー(家事、家族の世話、介護等に関し過度な負担を対価なく強いられているこども)への支援について規定【新設】

(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)

第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 一時保護又は施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について規定【新設】  
(一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこどもへの支援)

第19条 市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護が行われたこども又は同法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定により里親等に委託され、若しくは施設に入所したこどもの有する意見表明権をはじめとする権利が不当に制限されることのないよう、必要な施策を講ずるものとする。

### 3 検討の経過

令和3年10月 明石市社会福祉審議会社会的養護部会 意見聴取

11月 明石市社会福祉審議会 意見聴取

明石市社会福祉審議会こどもの権利擁護部会 意見聴取

令和3年12月～ パブリックコメント

### 4 審議会意見・パブリックコメントの実施結果

#### (1) 審議会意見

社会的養護部会	・ヤングケアラーに対する支援については、相談できる体制づくりに加え、アウトリーチによる体制が望まれる。
明石市社会福祉審議会	・第19条(新設)の表題について、対象となるこどもを明記した方がよい。 →対象となるこどもについて、「一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこども」と明記。
こどもの権利擁護部会	・こどもの権利擁護に関しては、こどもの小さな声を拾っていく意義ある取組なので、普遍的な権利擁護制度として条例化して継続する必要があると考える。

(2) パブリックコメントの実施結果

- ① 実施期間 令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)
- ② 意見件数及び内容 意見はありませんでした。

5 施行期日 公布の日

6 今後のスケジュール

令和4年2月	明石市社会福祉審議会 意見聴取
3月	条例改正案の議会上程
3月下旬	議決後、公布の日をもって施行

○明石市子ども総合支援条例 改正案

改 正	現 行
目次	目次
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 子ども支援のための基本的な施策	第3章 子ども支援のための基本的な施策
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 こどもの状況に応じた適切な支援 (第11条～第20条)	第2節 こどもの状況に応じた適切な支援 (第11条～第18条)
第3節 子育て家庭への支援 (第21条・第22条)	第3節 子育て家庭への支援 (第19条・第20条)
第4章 こどもを核としたまちづくりの推進 (第23条～第26条)	第4章 こどもを核としたまちづくりの推進 (第21条～第24条)
第5章 雑則 (第27条)	第5章 雑則 (第25条)
附則	附則
第1条～第17条 (略)	第1条～第17条 (略)
<u>(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)</u>	
<u>第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</u>	<u>(新 設)</u>
<u>(一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこどもへの支援)</u>	
<u>第19条 市は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第33条の規定により一時保護が行われたこども又は同法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定により里親等に委託され、若しくは施設に入所したこどもの有する意見表明権をはじめとする権利が不当に制限されることのないよう、必要な施策を講ずるものとする。</u>	<u>(新 設)</u>
第20条 (略)	第18条 (略)
第21条 (略)	第19条 (略)
第22条 (略)	第20条 (略)
第23条 (略)	第21条 (略)
第24条 (略)	第22条 (略)
第25条 (略)	第23条 (略)
第26条 (略)	第24条 (略)
第27条 (略)	第25条 (略)



## 明石市子ども総合支援条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 責務（第4条—第8条）
- 第3章 子ども支援のための基本的な施策
  - 第1節 こどもの育成のための支援（第9条・第10条）
  - 第2節 こどもの状況に応じた適切な支援（第11条—第18条）
  - 第3節 子育て家庭への支援（第19条・第20条）
- 第4章 こどもを核としたまちづくりの推進（第21条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市（以下「市」という。）において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） こども 20歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者をいう。
- （2） 保護者 親及び里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいう。
- （3） 市民等 市民及び市内において市民活動を行う者又は団体をいう。
- （4） 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。
- （5） 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

## （基本理念）

第3条 こどもへの支援は、こどもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

2 こどもへの支援は、障害等の有無にかかわらず、こどもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、こどもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

3 こどもへの支援は、こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。

4 こどもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

## 第2章 責務

## （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、こどもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、こどもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずる

ものとする。

- 3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもってこどもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、こどもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、こどもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育つことができるよう、こどもへの必要な支援に努めるものとする。

- 2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめなどからこどもを守り、こどもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、こどもの健やかな成長を支援する活動を行い、こどもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

### 第3章 こども支援のための基本的な施策

#### 第1節 こどもの育成のための支援

(こどもの育ちの支援)

第9条 市は、こどもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、こどもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、こどもとその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

- 2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第2節 こどもの状況に応じた適切な支援

(障害のあるこどもへの支援)

第11条 市は、障害のあるこどもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、こどもの虐待の予防及び早期発見その他こどもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、虐待を受けているこども又はそのおそれがあるこどもに対して、決して尊い命が奪われることがないように、ひとりひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、こどもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭のこどもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な家庭に生まれ育ったことによってこどもの将来が左右されることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(離婚前後のこども養育支援)

第16条 市は、こどもの父母が離婚等をする場合において、こどもの利益が最も優先されるよう、当該父母が父又は母とこどもとの面会及びその他の交流並びにこどもの監護に要する費用の分担その他のこどもの監護について必要な事項について取決めをし、その履行を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(戸籍のないこどもへの支援)

第17条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題を解消するために必要な施策を講ずるものとする。

(すべてのこどもへの適切な支援)

第18条 市は、すべてのこどもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

### 第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第19条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、こどもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第20条 市は、市民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 こどもを核としたまちづくりの推進

(こどもへのわかりやすい情報提供)

第21条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行うこどもへの支援に関する施策や取組等について、こども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第22条 市は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、こどもの意見表明などの社会参加を促進するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市は、こどもへの支援に関する保護者、市民等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第24条 市は、こどもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行うものとする。

### 第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 次 第 3 報告事項

### (1)各専門分科会の活動報告



社会福祉審議会資料
2022年(令和4年)2月7日
福祉局地域共生社会室

**民生委員審査専門分科会**  
**2021年度(令和3年度)の開催状況・議事概要について**

本分科会では、民生児童委員候補者・主任児童委員候補者の適否の審査に関する事項の調査審議を、年3回実施予定です。詳細は下記のとおりです。

1 第1回分科会

(1) 日時等

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面審議にて開催

※令和3年6月21日(月)～7月5日(月)

委員8名全員回答

(2) 内容等

・民生委員審査専門分科会長の選出

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和3年8月1日委嘱予定の候補者4名(望海地区1名、野々池地区2名、魚住東地区1名)を適任として、国に推薦することに決定。

2 第2回分科会

(1) 日時等

令和3年11月15日(月) 10:00～ 明石市立勤労福祉会館 第1講習室

(2) 内容等

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和3年12月1日委嘱予定の候補者6名(朝霧地区1名、高丘地区1名、魚住東地区1名、二見地区2名、魚住東地区主任児童委員1名)を適任として、国に推薦することに決定。

3 第3回分科会(予定)

(1) 日時等

令和4年3月3日(木) 10:00～ 市役所南会議室棟 103A会議室

(2) 内容等

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和4年4月1日委嘱予定の候補者3名(朝霧地区2名、二見地区1名)の審査を予定。

4 定数と委嘱状況(令和4年2月1日)

	定数	委嘱状況	備考
区域担当民生児童委員	382名	376名	欠員6名
主任児童委員	29名	29名	欠員0名
合計	411名	405名	欠員6名

**2021年度（令和3年度）明石市障害者福祉専門分科会開催状況について**

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議します。また、同分科会に設置された審査部会は、医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行うため、年6回持ち回りにより開催されています。

2021年度（令和3年度）の審査部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とさせていただきます。2021年（令和3年）10月以降の開催状況は次の通りです。

**【審査部会】****[第4回審査部会]（書面開催）**

開催期間：2021年（令和3年）11月1日～11月17日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・13件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・5件

（障害部位別内訳）

聴覚・平衡機能障害1件、音声・言語・そしゃく機能障害1件、

肢体不自由6件、心臓機能障害1件、呼吸器機能障害2件、

ぼうこう又は直腸機能障害2件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・15件

**[第5回審査部会]（書面開催）**

開催期間：2022年（令和4年）1月4日～1月25日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・2件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

聴覚・平衡機能障害1件、呼吸器機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・1件

以上

## 2021 年度（令和 3 年度）児童福祉専門分科会の開催状況について

今年度の児童福祉専門分科会の開催状況について、下記のとおり報告いたします。

### ○第 1 回

日時：2022 年(令和 4 年)2 月 7 日(月) 14 時 30 分～15 時 30 分

場所：パピオスあかし 5 階 多目的ルーム

内容：2022 年度(令和 4 年度) 教育・保育施設の「利用定員」について



社 会 福 祉 審 議 会 資 料
2022 年（令和 4 年）2 月 7 日
こども局 こども育成室

### 児童福祉専門分科会保育所等認可部会の開催実績について

令和 3 年度(令和 4 年 1 月末まで)に開催した保育所等認可部会につきましては、下記のとおりです。

#### 1 保育所等認可部会 開催実績

開催回	開催年月日等	開催内容
第 1 回	R3. 6. 14（月）～ 7. 7（水） 書面にて実施	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 2 件 ・小規模保育事業所（新設） 1 件
第 2 回	R3. 8. 16（月）～ 9. 3（金） 書面及びオンラインにて実施	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・認可保育所（新設） 2 件 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 2 件 ・幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行 2 件 ・幼保連携型認定こども園（新設） 2 件 ・小規模保育事業所（新設） 2 件
第 3 回	R3. 11. 25（木）～ 12. 17（金） 書面及びオンラインにて実施	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・小規模保育事業所（新設） 1 件 ・運営法人変更に係る報告 3 件

#### 2 保育施設別の意見聴取件数（令和 4 年 1 月末まで）

（特記の無いものは R4. 4. 1 開園予定）

・認可保育所（新設）	2 園
・幼保連携型認定こども園（新設）	2 園
・幼稚園型認定こども園（市立幼稚園の認定）	2 園
・保育所型認定こども園（認可保育所の認定）	4 園
・小規模保育事業所（新設）	4 園（うち R3. 7. 1 開園 1 園）
合計	14 園

## 児童福祉専門分科会 社会的養護部会について

児童福祉専門分科会 社会的養護部会の開催状況等について、報告いたします。

### 第3回

日時：2021年12月27日(月)10時00分～12時00分

場所：西日本こども研修センターあかし 2階研修室

内容：① 審議事項

・里親の認定について(3件)

② 報告事項

・児童福祉法第28条の申立について(2件)

③ その他

### 第4回(予定)

日時：2022年3月17日(木)14時00分～16時00分

場所：明石こどもセンター 大会議室

内容：① 審議事項

・里親の認定について

② その他

以 上

## 児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会について

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会の開催状況について、報告いたします。

### 第6回

日時：2021年12月9日（木）17時40分～19時05分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について  
② 調査対応について  
③ 児童が再面会の要請を出しやすくするための工夫について  
④ 意見表明支援員と第三者委員の違いに関する児童の理解促進策について

ほか

### 第7回（予定）

日時：2022年2月9日（水）10時00分～

場所：オンライン開催

以 上

社会福祉審議会資料
2022年（令和4年）2月7日
福祉局高齢者総合支援室

## 高齢者福祉専門分科会 2021年度（令和3年度）の開催状況・議事概要について

高齢者福祉専門分科会の開催状況について、下記の通り報告いたします。

### 1 第1回分科会

#### (1) 日時

2021年（令和3年）11月5日（金）午前9時45分～10時15分

#### (2) 場所

明石市立勤労福祉会館2階 多目的ホール

#### (3) 内容

- ・会長及び副会長の選出
- ・福祉施設の整備並びに福祉人材の確保及び育成について
- ・（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例（素案）について

### 2 第2回分科会

#### (1) 日時

2022年（令和4年）2月7日（月）10時30分～

#### (2) 場所

あかしこども広場 多目的ルーム

#### (3) 内容

- ・事業計画に基づく施策の推進状況と今後の取組
- ・（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例について
- ・市立明石商業高等学校福祉科創設検討会の報告について
- ・高齢者福祉に関する新年度施策について

**第 1 回明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
主な意見**

開催日時：2021 年（令和 3 年）11 月 5 日（金曜日）9 時 45 分～10 時 15 分
開催場所：勤労福祉会館 2 階 多目的ホール
出席者：委員 6 名（全員出席）
<b>議 事</b> (1) 福祉施設の整備並びに福祉人材の確保及び育成について (2) (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例（素案）について
<b>&lt;主な意見&gt;</b> (1) 福祉施設の整備並びに福祉人材の確保及び育成について ・ 福祉施設の整備については、人材確保に問題を感じている。例えば、オープンングスタッフとして、好待遇での求人が出ると、施設の職員が引き抜かれてしまうのではないかという懸念がある。 ・ 第 7 期介護保険事業計画において、116 床の地域密着型特養の整備について応募がなかったとのことだが、今後その課題をどのようにクリアしていく計画になっているのか。 <b>【事務局の回答】</b> ・ 福祉施設の整備については、人材確保と用地確保という 2 点の課題に対応しながら進めていく。人材確保は、資料に挙げる新たな施策を実施していく形で進め、用地確保については、市有地の貸与や整備補助金の独自上乘せ等を行う。  (2) (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例（素案）について ・ 条例の中で認知症の人の社会参加という表現が出てくるが、少し抽象的に感じる。地域における社会参加という言葉を、市民が具体的に取り組みやすいよう、わかりやすい表現で示して欲しい。 <b>【事務局の回答】</b> ・ 市民の方への広報や周知文書においては、具体的な取組内容がイメージできるような文言の記載を検討する。

## 次 第 3 報 告 事 項

### (2) 明石市の福祉こども関係重点施策



## 市立明石商業高等学校福祉科創設検討会の報告について

市立明石商業高等学校に福祉科を創設することにつきまして、関係者による検討会の結果報告を受けましたので、その内容についてご報告いたします。

### 1. 委 員（6名）

福祉系大学名誉教授  
福祉事業従事者  
市立中学校関係者（校長、進路指導担当教諭）  
明石商業高等学校関係者（校長、保護者代表）

### 2. 開催状況

- (1)第1回会議 令和3年 8月25日（水）
- (2)第2回会議 令和3年10月25日（月）
- (3)第3回会議 令和3年11月17日（水）

### 3. 検討会の主な論点

- (1)中学生の入学ニーズ
- (2)福祉科教員の現状と確保
- (3)施設整備（実習棟の規模、設置場所等）
- (4)福祉科定員及び全校総定員
- (5)学校生活・卒業後の進路
- (6)福祉科の教育活動における特色づくりなど
- (7)総括

### 4. 検討会のまとめ

#### (1)中学生の入学ニーズについて

「公立」、「市内」を志望する市立中学校生徒の進学傾向を踏まえると、市内に公立福祉系高等学校が設置されれば、福祉科に興味を持つ生徒が増えると予想される。

入学ニーズの増加については、市内小・中学校と明石商業高等学校が、共同して子どもを育てるという共通認識を持ち、福祉教育を充実させることが重要である。また、明石商業高等学校福祉科の魅力や、福祉分野への就職はもとより、幅広い分野への進路（進学・就職）選択が可能であること等について、小・中学生や保護者、教員に積極的な情報提供を行うことで、福祉への理解と関心を持ってもらうことができれば、入学ニーズの増加につながると考えられる。

#### (2)教員の確保について

福祉の教職課程がある大学と連携して福祉免許状所持者の情報を収集すること、明石商業高等学校の現職教員が通信教育で福祉免許状取得を目指すこと、福祉施設から講師派遣を受けること、看護系大学等と連携して看護師等の有資格者



の情報を収集することは、教員の確保に繋がる。

### (3)定員数について

福祉科では、実技指導等、きめ細やかな教育を行う必要があるため、1学年1クラスとし、生徒数については、40人を下回る少人数学級とすることが望ましい。

また、総定員数については、長期的な視点で既存学科のクラス数削減を検討する必要がある。なお、中学校長会からは、「入試の出願状況等を考慮すると、クラス数の削減を行う場合は国際会計科を対象とするほうが、今の生徒の進路希望に合うものになる。」との意見が出ている。

### (4)施設整備について

実習棟の場所は、明石商業高等学校の敷地内で他の学校活動に支障が無い所が望ましい。

規模については、1クラスの定員数が40人未満になった場合でも、社会人向け国家試験対策講座の開催等を想定し、40人に対応できる規模が望ましい。

### (5)学校生活・卒業後の進路

高等学校進学にあたっては、中学生自身が学校説明会に参加して、自分の希望に合う学校かどうかを確認して進学先を決めることで、高等学校入学後に「学校生活が自分の希望と違う」といったミスマッチを減らすことに繋がる。

高等学校卒業後に福祉施設への就職を希望する場合は、複数の施設を見学し、就職先を決めることが重要である。

### (6)福祉科の教育活動における特色づくりについて

- ・修学旅行でヨーロッパなどの福祉先進国に、学校等からの費用助成により少ない自己負担で行くことができれば魅力の一つとなる。
- ・高等学校生による高齢者との触れ合いや、みんな食堂でのボランティア活動、中学生による介護体験など、様々な人と一緒に何か出来るような企画を考えていくことで、地域と連携しながら、明石の福祉教育の拠点となるような取り組みを行う。
- ・全国高校生介護福祉研究発表会など、日頃の学習の成果を発表できる機会に積極的に参加する。

### (7)総括

当検討会全体の意見として、明石市の福祉教育をさらに充実させ、明石商業高等学校福祉科の創設を目指すという方向性について、全委員から「賛同」を得た。

## 5. 今後について

令和6年4月の開設を目指し、施設整備や人材の確保等福祉科創設に必要な予算について、令和4年3月議会に提出することを予定しています。

明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会  
報告書

2021年（令和3年）11月



## 1 設置趣旨

本市では、高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活できる、福祉のまちの実現に向けた様々な取り組みを実施している。

このような福祉のまちづくりのなかで、今後ますます必要とされる福祉分野の専門的かつ実践的な知識・技術の学習を通じ、地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う専門職業人として必要な資質・能力を育み、将来にわたり自己実現を図ることができる人材の育成を目指し、市立明石商業高等学校に福祉科を創設することにつき、関係者による検討を行うため、検討会を設置する。

## 2 検討結果

### (1) 福祉科創設にあたっての重要事項

#### ① 中学生の入学ニーズについて

市立中学校の生徒の高等学校進学に関する現状としては、「公立」、「市内」を志望する傾向が強く、福祉科を含む専門学科への進学者数は少ない。福祉科については、市外の私立福祉系高等学校に数名が進学している状況である。

市内に福祉系高等学校が無い状況で、少数ながらも福祉科への進学者がおり、「公立」、「市内」を志望する全体の傾向も踏まえると、市内に公立福祉系高等学校が設置されれば、今以上に福祉科に興味を持つ生徒が増え、進路指導に当たる教員の意識も変化すると予想される。

福祉科への入学ニーズが少数であったとしても、福祉を学びたいという生徒の学習意欲に応じていくことは、公立高等学校の役目である。

入学ニーズの増加については、市内小・中学校と明石商業高等学校が、「誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくり」という考えのもと、共同して子どもを育てるという共通認識を持ち、福祉教育を充実させることが重要である。また、明石商業高等学校福祉科の魅力や、同科に進むことで描ける福祉分野への就職はもとより、幅広い分野への進路（進学・就職）といった将来像について、小・中学生や保護者、教員に積極的な情報提供（体験授業、動画配信、高等学校生との対話など）を行うことで、福祉分野全般はもとより、職業としての福祉への理解と関心を持ってもらうことができれば、入学ニーズの増加につながると考えられる。

## ② 教員の確保

福祉の教員免許状所持者は全国的にも少ないが、福祉の教職課程がある大学と連携して免許所持者の情報を収集することは、教員確保に向けた有効な方法である。

また、明石商業高等学校の現職教員が通信教育で福祉免許状取得を目指すこと、福祉施設から講師派遣を受けること、看護系大学等と連携して、看護師等の有資格者の情報を収集することは、教員の確保に繋がる。

## ③ 定員数

福祉科では、実技指導や、国家試験対策等、きめ細やかな教育を行う必要があるため、1学年1クラスとし、生徒数については、法律で標準とされている1クラス40人を下回る少人数学級とすることが望ましい。少人数学級でない場合は、クラスを少人数に分け授業を実施すること等の対応が考えられる。

また、総定員数については、少子化が進む現状で福祉科創設による増加は困難であると考えられるため、長期的な視点で既存学科のクラス数削減を検討する必要がある。現在の入試の出願状況において、例年、国際会計科に比べ商業科が高倍率であること、また国際会計科の特色である国際理解に関する学習については、市内の他の県立高等学校でも専門学科等が設置されていることから、中学校長会としては、クラス数の削減を行う場合、国際会計科が対象となれば、今の生徒の進路希望に合うものになると考える。

## ④ 施設整備

福祉科創設にあたり、整備が必要となる実習棟の場所は、明石商業高等学校の敷地内で、他の学校活動に支障が無い所が望ましい。

規模については、1クラスの定員数が40人未満になった場合でも、社会人向け国家試験対策講座の開催等を想定し、40人に対応できる規模が望ましい。

### ⑤ その他（高等学校入学後の学校生活、高等学校卒業後の進路について）

高等学校進学にあたっては、中学生自身がオープンハイスクールや、学校説明会に参加して、自分の希望に合う学校かどうかを確認して進学先を決めることで、高等学校入学後に「学校生活が自分の希望と違う」といったミスマッチを減らすことに繋がる。ミスマッチが生じた際には、高等学校側のフォローが望まれる。

福祉施設においては、新人職員の心が折れないよう、施設側も責任感を持って人材育成に取り組んでおり、高等学校卒業後の進路として福祉施設への就職を希望する場合には、複数の施設を見学し就職先を決めることが重要である。

## (2) その他、福祉科の教育活動における特色づくりなど

- ・ 修学旅行でヨーロッパなどの福祉先進国に、学校等からの費用助成により少ない自己負担で行くことができれば魅力の一つとなる。
- ・ 高等学校生による高齢者との触れ合いや、みんな食堂<sup>※</sup>でのボランティア活動、中学校での福祉の出前講座、また中学生による実習棟での介護体験等、商業科の生徒も巻き込んだプログラムも含めて、様々な人と一緒に何か出来るような企画を考えていくことで、地域と連携しながら、明石の福祉教育の拠点となるような取り組みを行う。
- ・ 全国高校生介護福祉研究発表会など、日頃の学習の成果を発表できる機会に積極的に参加する。

※みんな食堂・・・年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用でき、食を通じて交流を図る地域の拠点

## (3) 総括

検討会全体の意見として、明石市の福祉教育をさらに充実させ、明石商業高等学校福祉科の創設を目指すという方向性について、委員全員が賛同するものである。

# SDGs 未来 安心都市・明石へ

いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで



## やさしいまちに向けた教育

乳幼児期

- ・身近な高齢者や障害者とのふれあい 等

小学校

- ・福祉団体と連携した体験学習
- ・地域福祉の調べ学習
- ・やさしい心を育む教育 等

中学校

- ・トライやる・ウィーク等での福祉施設現場体験
- ・やさしい心を育む教育 等

高等学校

### 明石商業高等学校 福祉科

～生徒に応じた より良い福祉教育を～

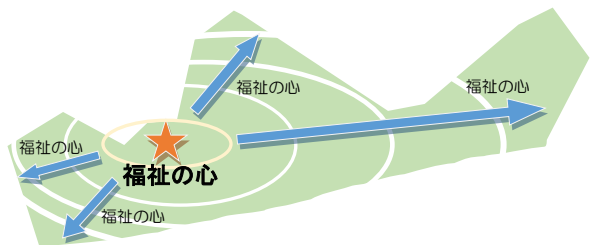
- ◆介護福祉士の資格取得 (進学・就職へ活路)
- ◆市内小・中学校との交流
- ◆高齢者・障害者・子どもとの交流などのボランティア活動
- ◆社会人講習希望者の受け入れ

#### ★福祉のまちのリーダーとなる人材を育成

- ・明石市の小・中学校で学んだ生徒が中心に！
- ・大学等へ進学する生徒も含め各分野で福祉が意識できる人材に

- ・全ての年代を通じて、福祉に関する保護者理解の促進

## 次世代を担う子どもたちに福祉の心が浸透



- ・高齢者や障害者への理解が深い市民の増加 (地域福祉活動の増加)
- ・福祉人材の増加
- ・明石商業高等学校福祉科への入学希望者の増加



### 3 委員名簿

区 分	所 属・役 職 等	名 前
学識経験者	関西福祉大学 名誉教授	佐伯 文昭
福祉サービス事業者	明石市保健福祉施設協会 理事	小松 達也
市立中学校関係者	中学校長会 代表（大蔵中）	平田 高之
	中学校進路指導担当教諭（望海中）	勝野 邦彦
市立明石商業高等学校関係者	明石商業高等学校長	橋本 浩二
	明石商業高等学校 PTA 会長	今井 孝治

### 4 開催状況

(1) 第1回会議

2021年（令和3年）8月25日（水）

明石市役所議会棟2階 大会議室 出席委員 5名

(2) 第2回会議

2021年（令和3年）10月25日（月）

兵庫県水産会館4階 第5会議室 出席委員 6名

(3) 第3回会議

2021年（令和3年）11月17日（水）

兵庫県水産会館4階 第5会議室 出席委員 5名



事務局：明石市教育委員会事務局福祉科準備担当